

鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画

～みんなでつくる 誰もが安心して暮らせる 鳥取県～

〈第4期〉

平成29年5月19日

鳥 取 県

目 次

I	基本的事項	1
1	計画の趣旨	1
2	計画の期間	1
II	鳥取県の犯罪等の現状	2
1	犯罪の状況	2
2	犯罪発生の背景等	8
3	鳥取県の特徴	8
4	防犯に関する県民の意識	9
5	防犯活動及び対策の現状	15
6	犯罪被害者等の支援等の現状	20
III	計画の目標と基本方針	21
1	計画の目標	21
2	計画の基本方針	21
3	推進施策の数値目標	23
IV	推進施策	24
1	施策の体系	24
2	施策の内容	25
V	推進体制	42
	資料編	44

I 基本的事項

1 計画の趣旨

県では、平成20年6月に犯罪のない、誰もが安全に安心して暮らせる社会の実現に向けて、県、県民、市町村、防犯団体、事業者の責務を明らかにし、連携・協働して犯罪のないまちづくりを持続的に推進するため、「鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例」（以下「条例」という。）を施行しました。

また、条例に基づき、平成21年3月には平成20年度から平成22年度までを計画期間とする「鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画」（以下「計画」という。）を策定、平成27年1月には平成26年度から平成28年度までを計画期間とする計画の改定版を策定し、犯罪のないまちづくりに関する施策の総合的な推進を図ってきました。

この間、犯罪のないまちづくりへの取組を一層推進するため、平成28年10月に条例を一部改正し、防犯環境整備に関する事業者の協力事項及び防犯カメラを設置・運用する場合の人権配慮事項を追加して規定するとともに、同年11月に、条例を根拠として「鳥取県防犯カメラの設置及び運用に関する指針」を策定しました。

また、民間ボランティアや青色防犯パトロール団体による積極的な自主防犯活動の実施に呼応するかのようになり、刑法犯認知件数が毎年減少しており、平成28年には戦後の昭和21年以降最少となりました。しかしながら、侵入窃盗などの日常生活に関わる犯罪、子どもたちや高齢者、女性、障がい者等を狙う犯罪が依然として発生しています。無施錠の状態での住宅侵入被害や車上ねらいの被害などに遭う割合が全国平均より高いことなど、犯罪を未然に防ぐ取組の更なる推進が求められています。さらに、万引き件数の増加や特殊詐欺被害など新たな課題が生じています。

平成27年1月に定めた計画は、社会情勢の変化等に対応するため、平成28年度までの3か年の計画としていましたので、この度、計画の改定を行うものです。

2 計画の期間

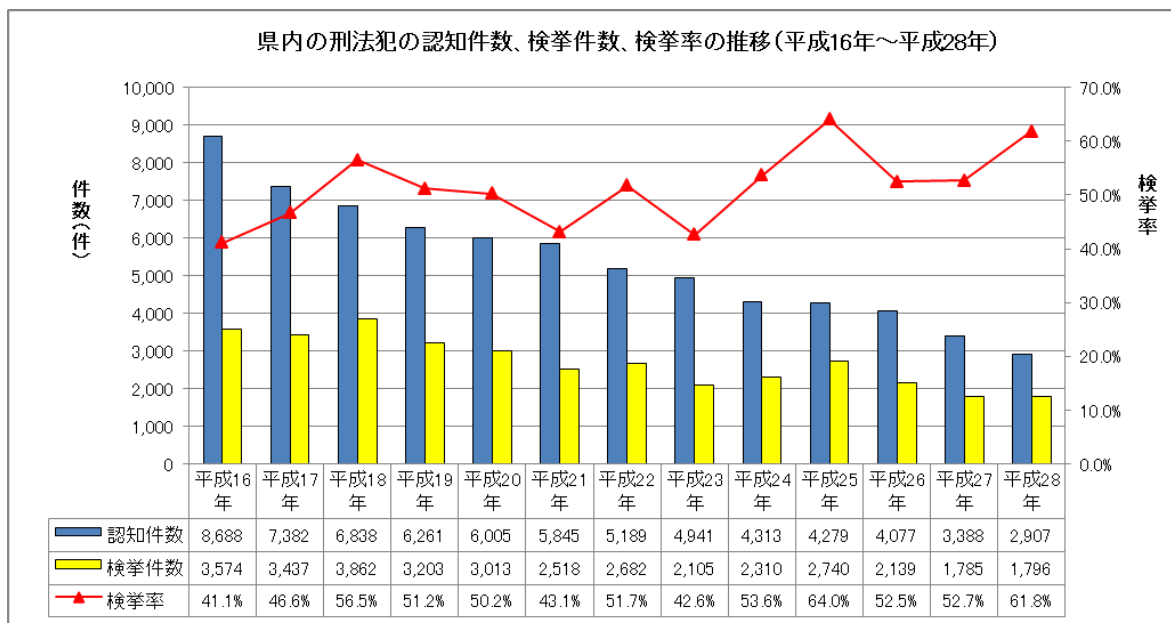
計画期間は平成29年度から平成31年度までの3年間とし、必要に応じて見直しを行います。

II 鳥取県の犯罪等の現状

1 犯罪の状況

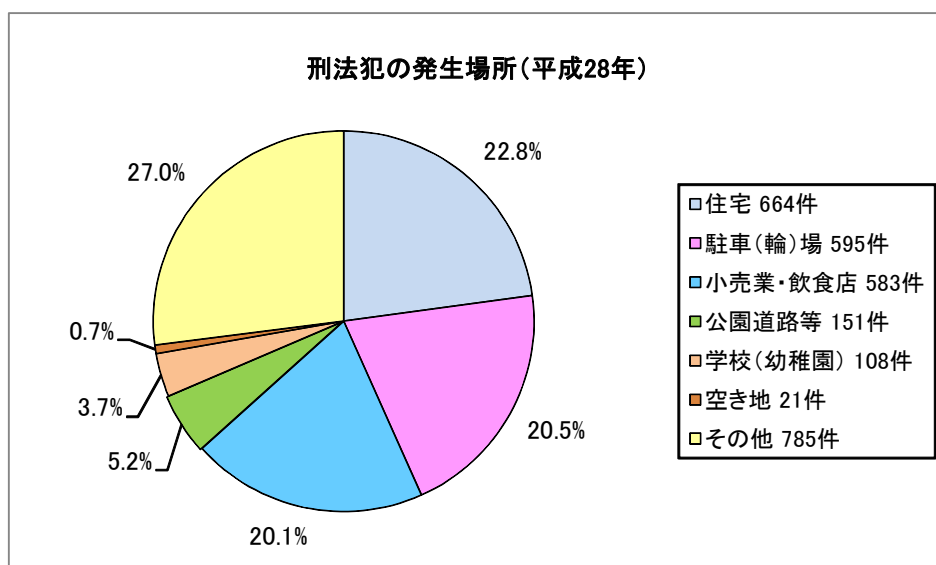
(1) 認知件数の推移等

本県の認知件数は、昭和21年以降、最多を記録した平成15年の9,302件から13年連続して減少し続け、平成28年には、2,907件と戦後最少となっています。全国でも刑法犯認知件数は減少しています。



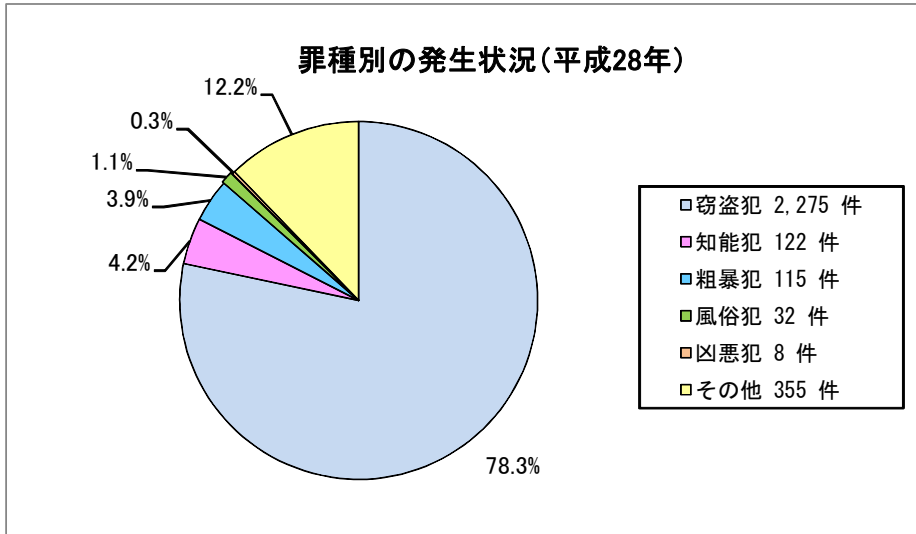
(2) 発生場所

刑法犯の発生場所は、住宅が一番多く664件発生しています。次いで駐車(輪)場の595件、小売業・飲食店が583件と続いています。駐車場、道路、空き地等の公共空間で全体の26%、住宅で23%が発生しています。



(3) 罪種別発生状況

罪種別では、窃盗犯が2,275件と全体の78.3%を占め、次いで詐欺などの知能犯が122件(4.2%)、傷害などの粗暴犯が115件(3.9%)、わいせつ等の風俗犯が32件(1.1%)、凶悪犯が8件(0.3%)の順となっています。

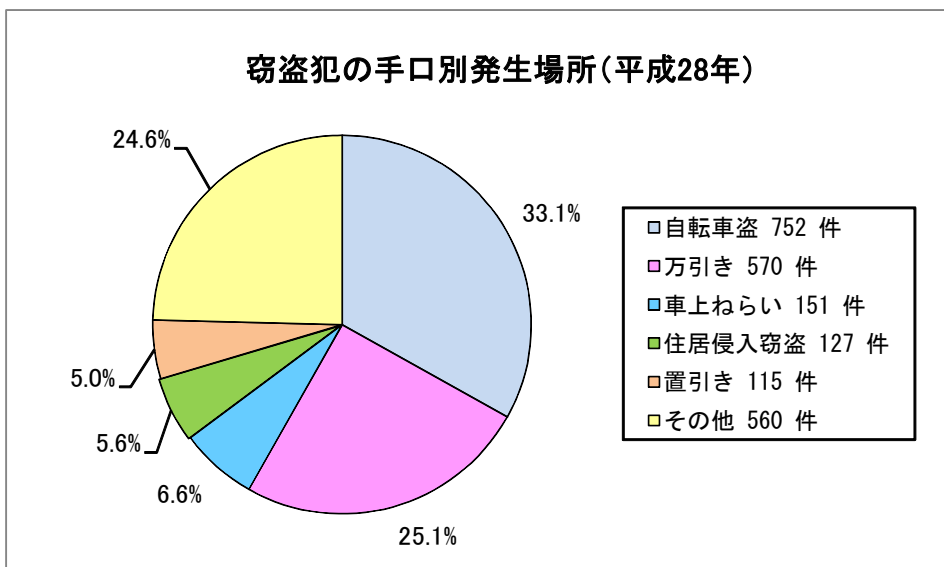


(4) 窃盗犯

窃盗犯の内訳をしてみると、最も多いのが自転車盗で752件(33.1%)、次いで万引きの570件(25.1%)、車上ねらいが151件(6.6%)、住居侵入窃盗が127件(5.6%)、置引きが115件(5.0%)となっています。

住居侵入窃盗の内訳は、空き巣が83件(65.4%)、忍込みが37件(29.1%)、居空きが7件(5.5%)となっています。

本県の窃盗犯の大きな特徴として、「無施錠」での被害があげられます。無施錠での被害の割合は、自転車盗が76.2%(全国平均56.2%)、車上ねらいが69.5%(全国平均50.9%)、空き巣等の住居侵入窃盗73.2%(全国平均48.6%)となっており、全国平均を大きく上回っています。



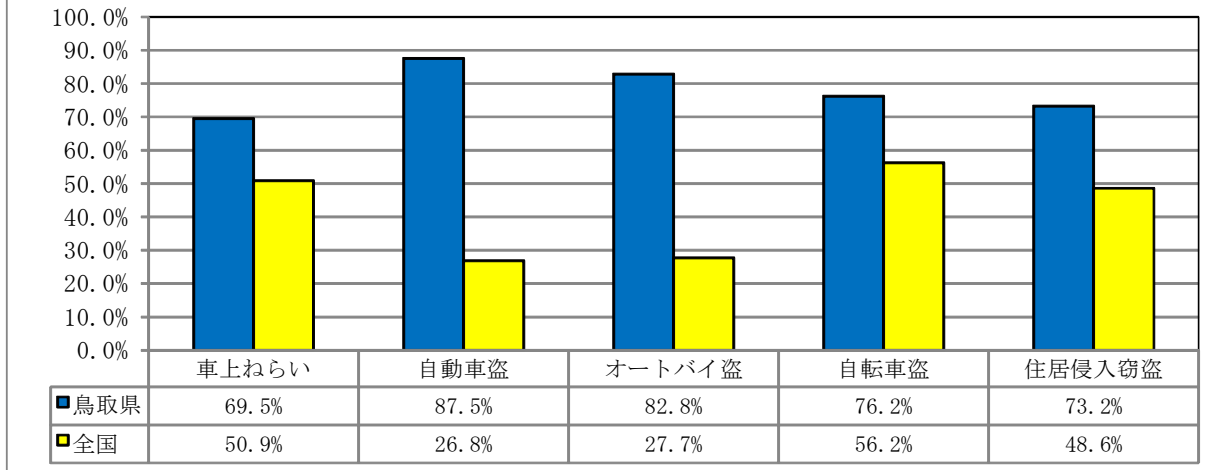
(注) 「住居侵入窃盗」とは、空き巣、忍込み、居空きなどをいう。

「空き巣」とは、家人の不在時に侵入し、金品を盗むもの。

「忍込み」とは、家人が就寝中に、家屋に侵入し金品を盗むもの。

「居空き」とは、家人が在宅中に、家屋に侵入し金品を盗むもの。

鳥取県と全国の無施錠率の対比(平成28年)



(注) 窃盗(主な手口)被害のうち、無施錠が占める割合

(5) 特殊詐欺の現状

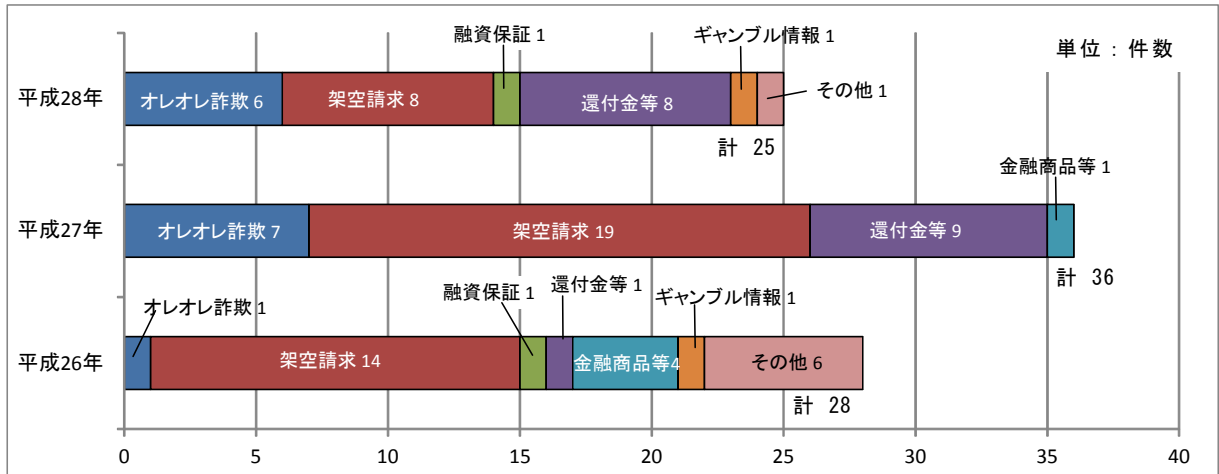
特殊詐欺とは、面識のない不特定多数の者に対し、電話その他の通信手段を用いて、対面することなく被害者をだまして、不正に調達した架空・他人名義の預貯金口座への振り込みその他の方法により、被害者に財物を交付させるなどの詐欺です。

近年、特殊詐欺の手口は、複雑多様化しています。

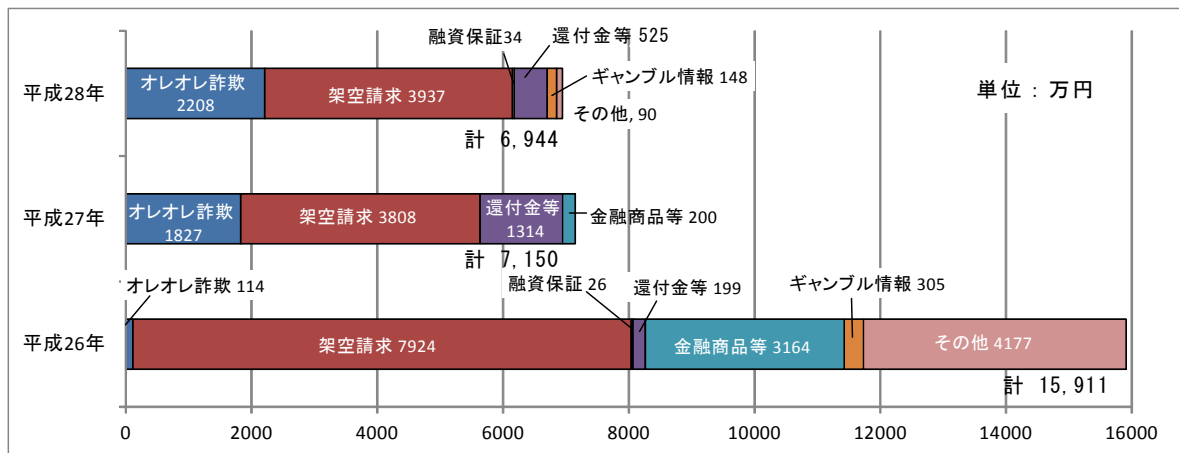
特殊詐欺の認知件数及び被害金額の推移

			平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
振り込め詐欺	オレオレ詐欺	認知件数	1 件	7 件	6 件
		被害金額	114 万円	1,827 万円	2,208 万円
	架空請求詐欺	認知件数	14 件	19 件	8 件
		被害金額	7,924 万円	3,808 万円	3,937 万円
	融資保証金詐欺	認知件数	1 件	0 件	1 件
		被害金額	26 万円	0 万円	34 万円
	還付金等詐欺	認知件数	1 件	9 件	8 件
		被害金額	199 万円	1,314 万円	525 万円
振り込め詐欺 以外の特殊詐欺	金融商品等 取引名目	認知件数	4 件	1 件	0 件
		被害金額	3,164 万円	200 万円	0 万円
	ギャンブル必勝 情報提供名目	認知件数	1 件	0 件	1 件
		被害金額	305 万円	0 万円	148 万円
	異性との交際 あっせん名目	認知件数	0 件	0 件	0 件
		被害金額	0 万円	0 万円	0 万円
その他の名目	認知件数	6 件	0 件	1 件	
	被害金額	4,177 万円	0 万円	90 万円	
合 計		認知件数	28 件	36 件	25 件
		被害金額	15,911 万円	7,150 万円	6,944 万円

特殊詐欺の被害認知件数の推移（平成26年～平成28年）



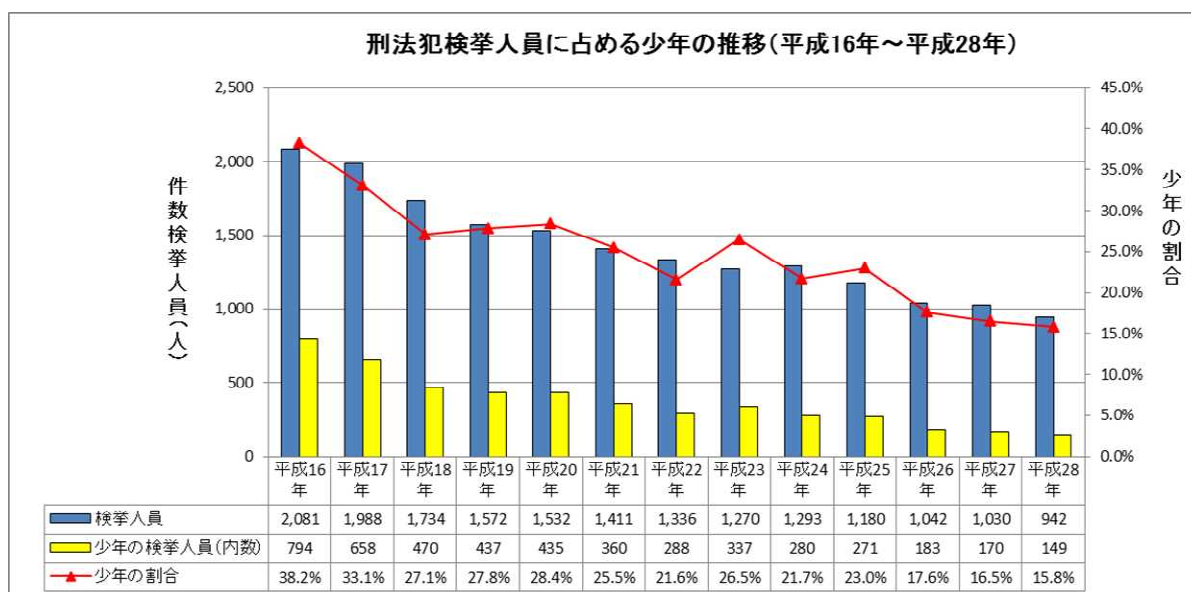
特殊詐欺の被害金額の推移（平成26年～平成28年）



特 殊 詐 欺	振り込み詐欺（4種類）	
	○オレオレ詐欺	親族・警察官・弁護士等を装って電話をかけ、会社の横領金の補てんや借金の返済等を名目に、現金を口座に振り込ませるなどの方法によりだまし取る詐欺
	○架空請求詐欺	郵便・インターネット・メール等を利用して、不特定の者に対して架空の事実を口実とした料金を請求する文書等を送付するなどして、現金を口座に振り込ませるなどの方法によりだまし取る詐欺
	○融資保証金詐欺	実際には融資しないにもかかわらず、融資を受けるための保証金等を名目にして、現金を口座に振り込ませるなどの方法によりだまし取る詐欺
	○還付金等詐欺	市町村の職員等を装い、税金の還付金等に必要の手続きを装って、被害者にATMを操作させ、口座間送金により振り込ませる手口の電子計算機使用詐欺
	振り込み詐欺以外の特殊詐欺（4種類）	
	○金融商品等取引名目	実際には、対価ほどの価値がない有価証券・外国通貨又は全くの架空の有価証券等について、電話やダイレクトメール等により虚偽の情報を提供し、購入すれば利益が得られるものと誤信させ、購入を申し込んできた被害者に有価証券等を交付するなどして、その購入名目で現金を口座等に振り込ませるなどしてだまし取る詐欺
	○ギャンブル必勝情報提供名目	不特定の者に対して、パチンコ攻略法等の虚偽の情報を提供するなどした上で、会員登録料や情報料等の名目で金銭をだまし取る詐欺
	○異性との交際あっせん名目	不特定多数の者が購読する雑誌に「女性紹介」等と掲載したり、不特定の者に対して、「女性紹介」等と記載したメールを送信するなどし、女性の紹介等を求めてきた者に対して1度だけ女性と会わせたり、女性に関する虚偽の情報を提供したりした後、会員登録料金や保証金等の名目で現金を口座に振り込ませるなどしてだまし取る詐欺
	○その他の名目	上記振り込み詐欺及び金融商品等取引名目・ギャンブル必勝情報提供名目・異性との交際あっせん名目以外の特殊詐欺

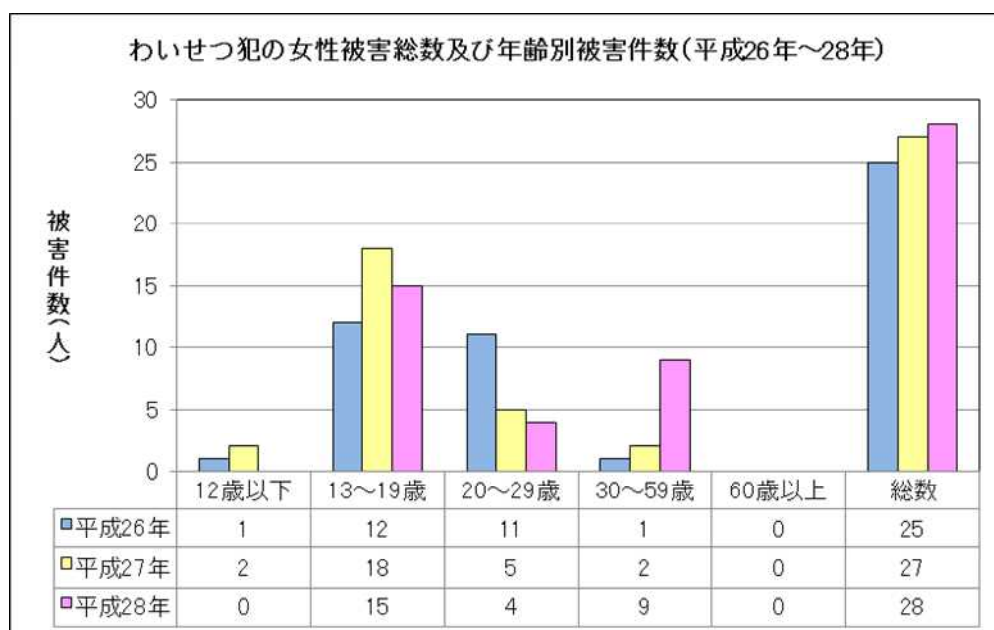
(6) 少年犯罪

少年による刑法犯の検挙者数は、戦後最高であった平成13年の1,125人を頂点に減少傾向で推移し、平成28年は149人で前年に比べ21人(12%)減少し、戦後で最も少なくなりました。



(7) 女性への犯罪(わいせつ犯)

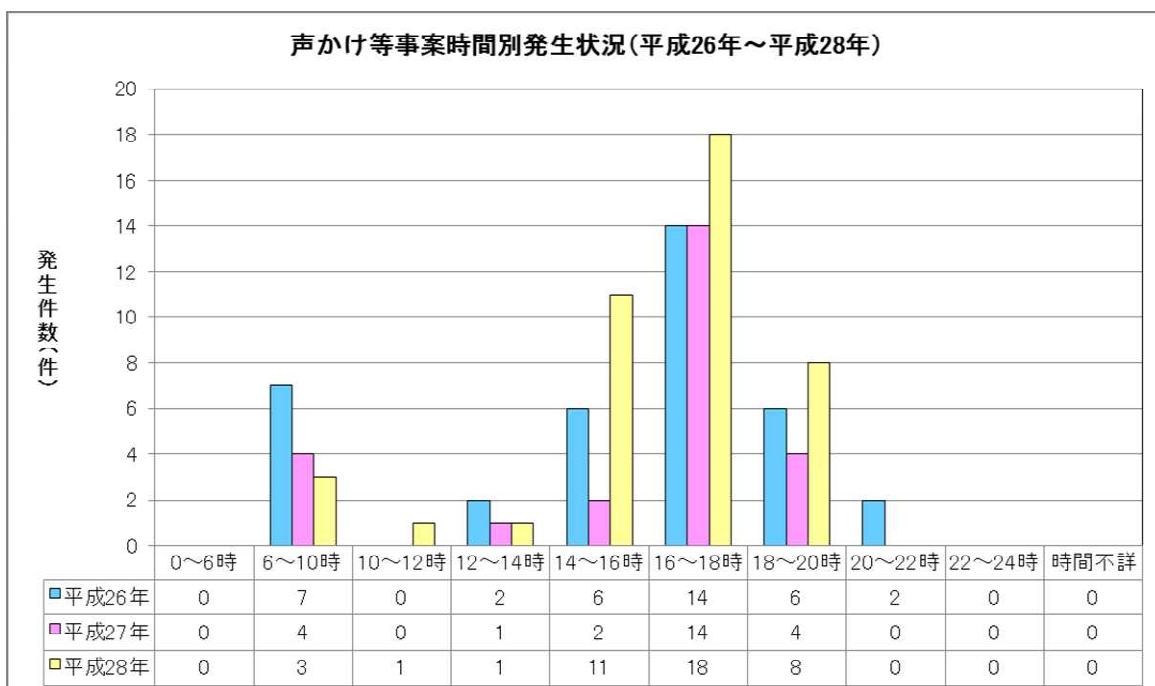
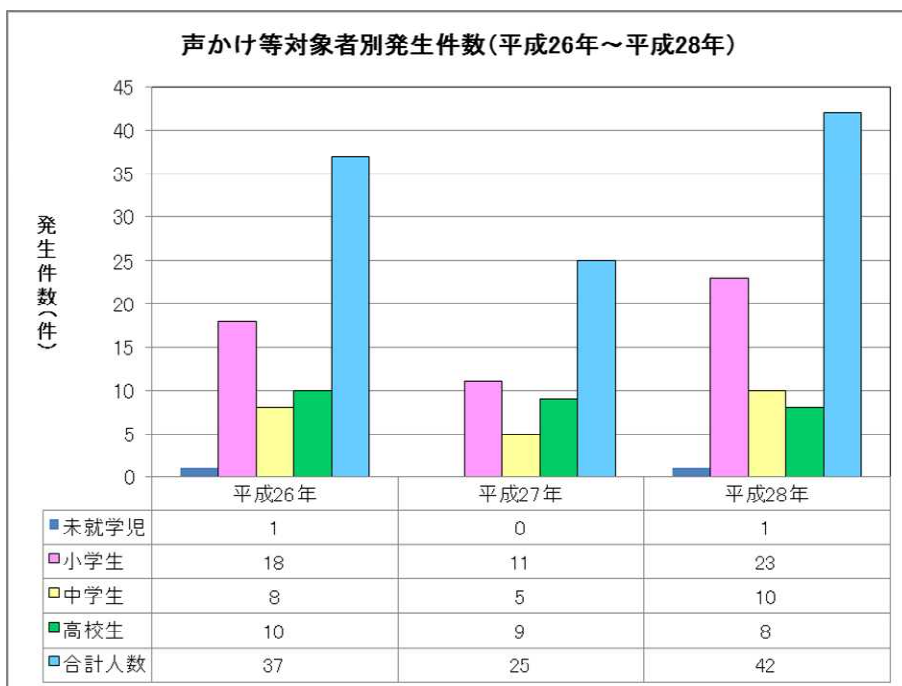
女性に対するわいせつ犯は、平成28年は28件と、前年比で1件増加しています。暗数(認知されていない件数)が多い犯罪であることから、認知されていない事案が相当数あるものと思われ、対策等に特に注意を払う必要があります。



(8) 子どもに対する声かけ事案

子どもに対する声かけ事案は、平成28年に42件認知しており、対象者は、小学生が23件(55%)、中学生が10件(24%)、高校生が8件(19%)となっています。

時間帯は午後2時から午後6時までの「下校時」が全体の6割以上となっています。



2 犯罪発生の背景等

犯罪が発生・増加する原因・背景としては、次のようなものが考えられます。

(1) 規範意識の低下

インターネットを始めとする急激な社会環境の変化や拝金主義的な思想の横行、社会の格差化などにより社会的ストレスが高まっていく中、他人を思いやる心や規範意識が希薄化し、犯罪を行うことへの心理的抵抗感が弱まっているように思われます。

(2) 地域社会の連帯感の希薄化

本県においても、核家族化や都市部でのマンションの増加などに伴い、住環境や生活様式が多様化し、地域の間関係が希薄になって、近隣や地域に対して無関心な傾向が強まり、地域活動等も低調になってきていると言われていています。こうした社会的な連帯感の希薄化が、地域の防犯活動の停滞や犯罪が起りやすい環境を作り出す一因となっています。

(3) 個人の危機管理意識の欠如

本県は、他県と比較し「無施錠」に伴う窃盗事件が多く、「自分は大丈夫」とか「短時間だから」という楽観的な意識がうかがえます。特に中山間地域においては、従来、地域の結びつきが強く犯罪がほとんどなかったことから、無施錠が習慣となり、それが現在まで残存しているようです。

(4) 犯罪を誘発する環境

携帯電話やインターネットは仕事や生活に便利であると同時に、犯罪にも便利なものです。インターネットには違法・有害な情報が氾濫しており、匿名性が高くアクセスも容易なため犯罪手段として利用されることが多く、携帯電話やゲーム機等により子どもたちも簡単にアクセスできるようになったことから、子どもたちが犯罪に巻き込まれる事件も増えてきています。

(5) 交通網の整備に伴う犯罪の広域化

本県も、鉄道的高速化、鳥取自動車道や山陰自動車道の整備に伴い、移動の利便性が高まり、近隣都会地から流入してきた犯罪者によるものと思われる犯行が目立つなど、犯罪の広域化の進展が顕著です。

今後、組織的窃盗グループなどによる広域性やスピードを特徴とする「ヒット・エンド・ラン」型の犯罪が増加していくことが考えられます。

3 鳥取県の特性

本県は、コンパクトなエリアに都市と中山間地域が近接して立地しており、従来から人と人、人と地域との結びつきが強く、他県に比べ「顔の見える関係」がよく残っています。そのため、NPO・ボランティア活動が活発で、町内会組織や子供会活動などコミュニティ活動も地道に行われています。

一方で、人口の減少と併せて少子高齢化も進展しています。平成27年の本県の高齢化率は29.7%(全国16位)と高く、特に中山間地域では高齢化率が40%を超える所もあり、防犯活動についても、参加者の高齢化により活動の継続が危ぶまれている状況です。

今後、鳥取自動車道や山陰自動車道などの高速道路網の充実に伴って、県外からの人、車の流入等が容易となります。それにより都会から犯罪者が県内に入り込むことも懸念されるため、防犯対策や被害者対策の充実が必要になってくるものと思われま

4 防犯に関する県民の意識

(1) 調査の内容等

平成28年4月22日～5月12日に「県政参画電子アンケート」により県内在住の18歳以上の男女907名に対して「防犯意識」に関してアンケート調査を行い、783名（回答率86%）から回答を得ました。

※平成26年調査結果は、平成26年3月18日～3月25日に同アンケートを18歳以上の男女473名に対して実施し、332名（回答率70%）から回答を得たものです。

(2) 調査の結果概況

全般的には、本県の検挙率の高さや凶悪犯罪の発生数の低さなどを反映し、地域の治安の良さを感じている方が平成28年は82%と多い一方、監視カメラなど防犯機器等を使用している方は少なく、6%の方は防犯対策を何もしていないなど防犯意識の低さが目立ちます。

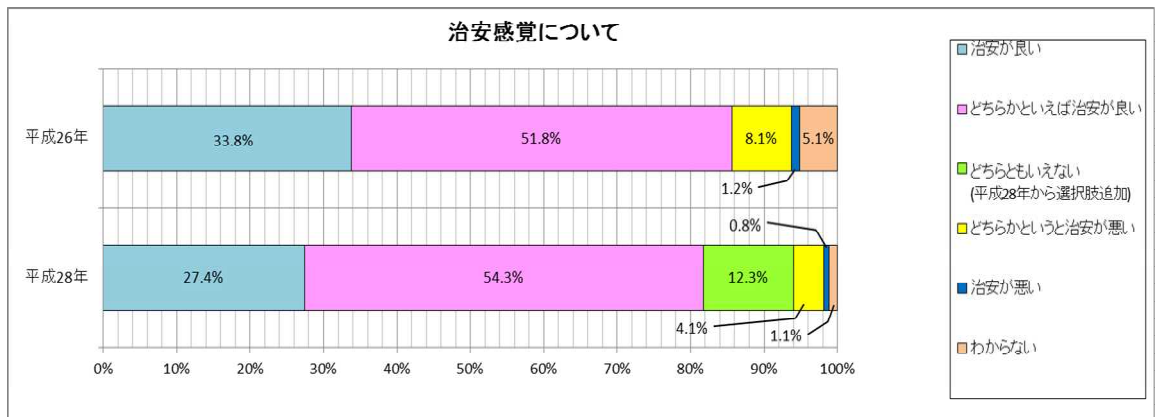
地域の安全情報では、生活に身近な犯罪に関する情報を求める傾向があり、子どもの安全確保についても防犯パトロールなど地域での取組が重視されています。

犯罪等の被害に遭った方及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）の人権や性暴力被害者に対する問題意識については、半数強が考えたことがある等とする一方で、公益社団法人とっとり被害者支援センター（以下「支援センター」という。）の認知度については高くないなど、より一層の理解の促進を進めていくことが必要と考えられます。

公共空間における防犯カメラの設置については肯定的な一方で、映像の目的外使用やプライバシー侵害等が問題とされており、適切な管理運用が求められています。

①治安感覚について

居住地の治安について、どう感じているか聞いたところ、「治安が良い」若しくは「どちらかといえば治安が良い」を合わせた回答は、平成28年は82%となっています。殺人・強盗などの凶悪犯の発生が少ないため、体感治安の良さにつながっているものと思われます。



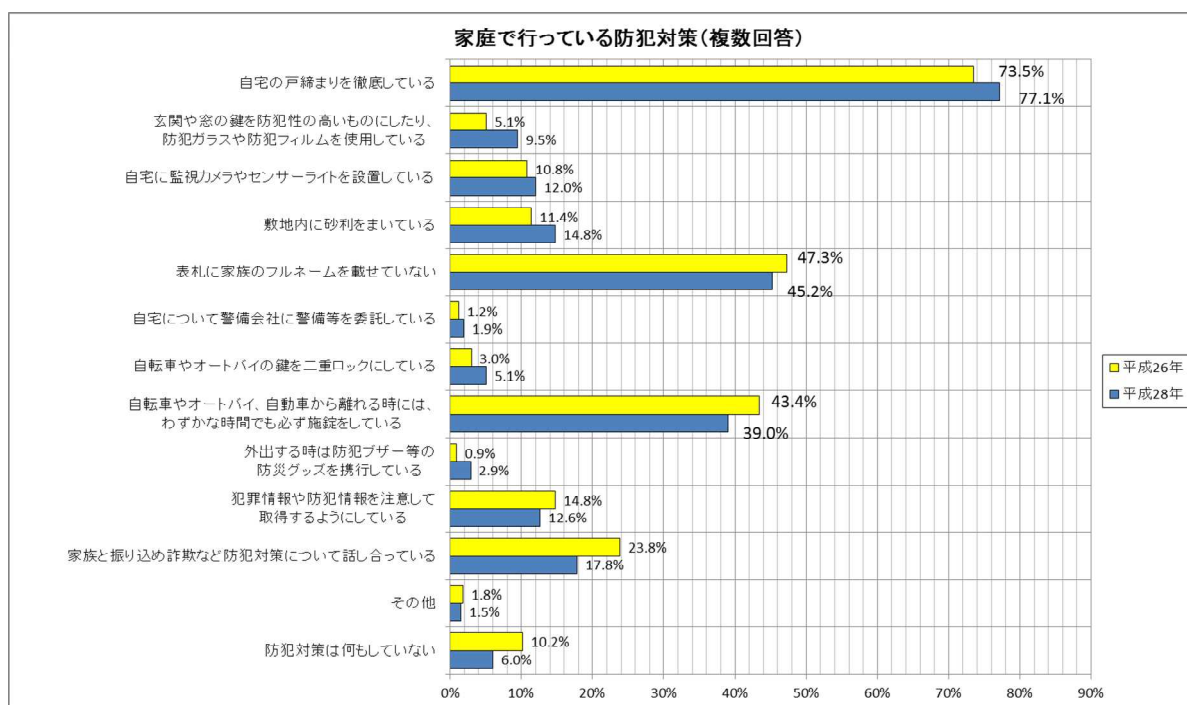
②家庭で行っている防犯対策について

家庭で行っている防犯対策については、平成28年は「自宅の戸締まりを徹底している」が7割以上と最も多く、次いで「表札に家族のフルネームを載せていない」となっています。

次に多いのが「自転車、オートバイ、自動車から離れる場合は、わずかな時間でも必ず施錠している」ですが半数に満たず、「自転車やオートバイの鍵を二重ロックにしている」は5%に過ぎません。また、「家族で振り込め詐欺など防犯対策について話し合っている」は18%となっています。

防犯性の高い玄関や窓の鍵の使用、監視カメラやセンサーライトの設置、防犯グッズの携行等、防犯機器の使用に関する回答は、平成28年は平成26年よりいずれも増加しています。

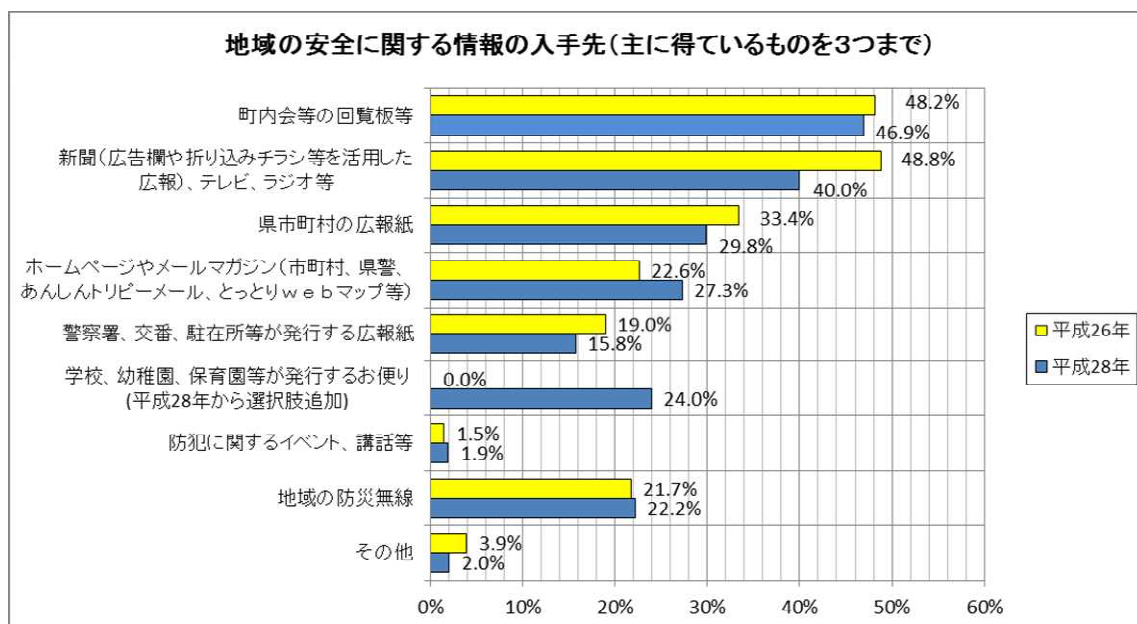
また、平成28年は6%が「何もしていない」と回答しています。

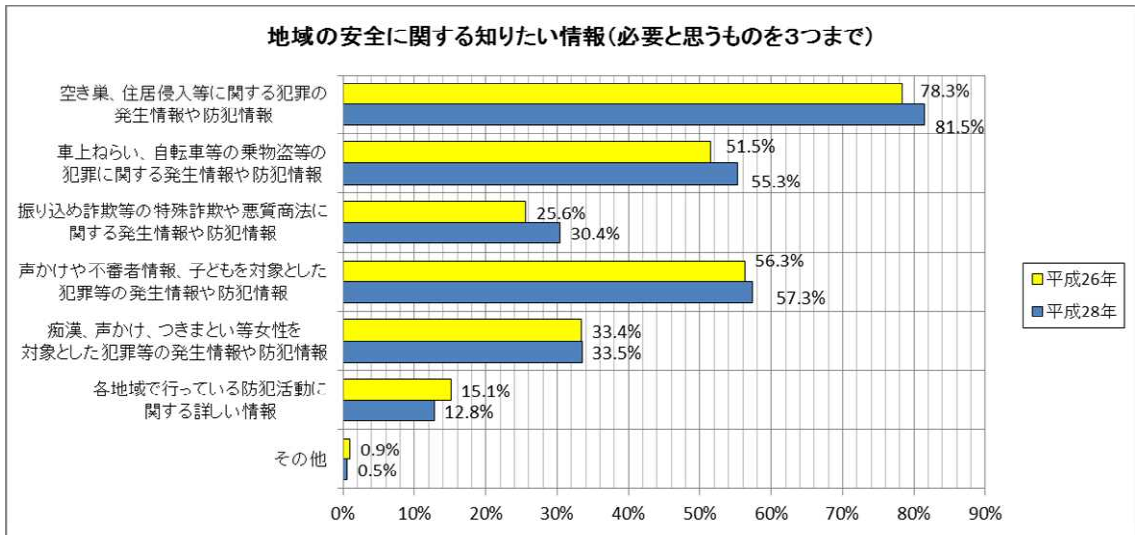


③地域の安全情報について

地域の安全に関する情報の入手先について聞いたところ、「町内会等の回覧板等」が最も多く、次いで「新聞・テレビ・ラジオ等」となっています。

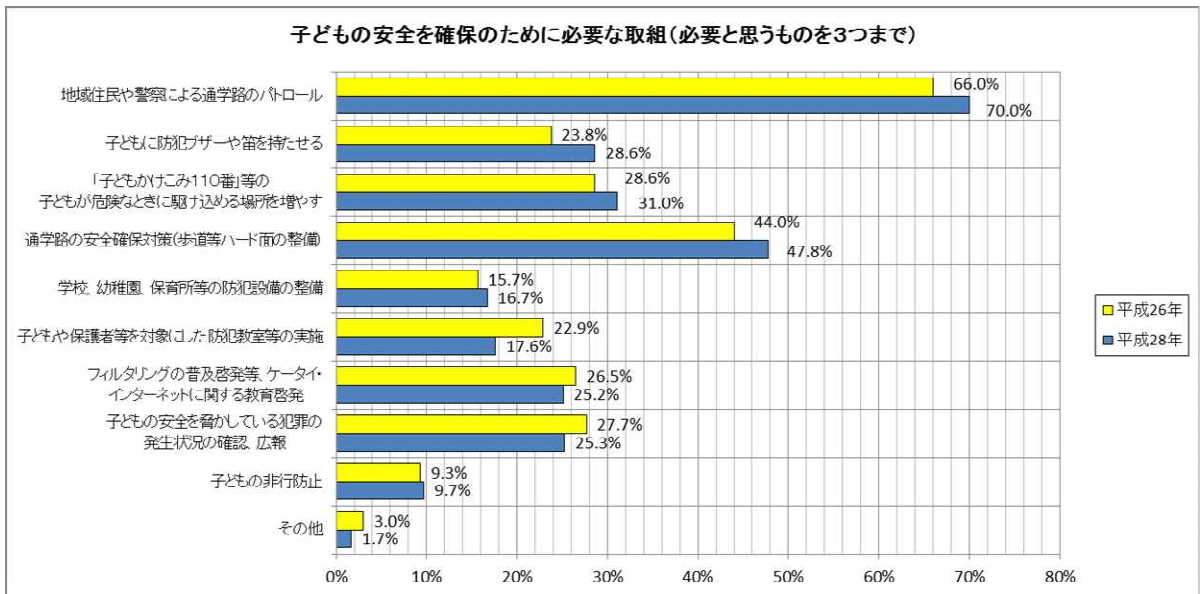
入手したい情報としては、「空き巣、住居侵入等に関する情報」が最も多く、次いで「声かけや不審者情報、子どもを対象とした犯罪等の情報」、「車上ねらい、自転車等の乗物盗等の情報」が上位を占めており、生活に身近な犯罪に関する情報を求める傾向が表れています。





④子どもの安全確保について

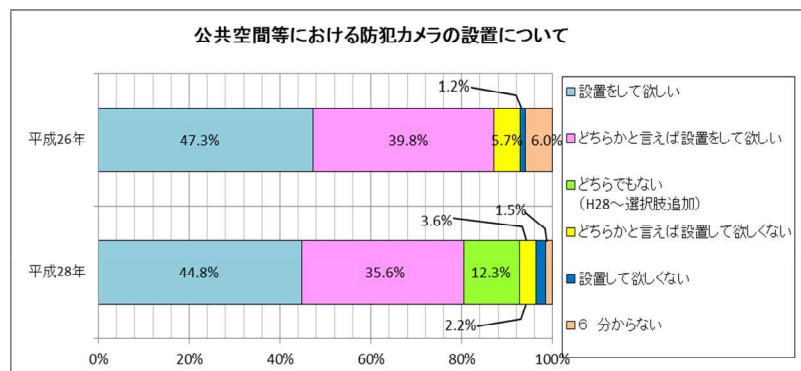
子どもの安全確保のために必要な取組について聞いたところ、「通学路のパトロール」が最も多く、次いで「通学路の安全確保対策（ハード面の整備）」、「子どもが危険なときに駆け込める場所の増加」が上位を占めており、通学路等における子どもの安全を確保するため地域が連帯して対策を推進していくことを求める傾向が表れています。



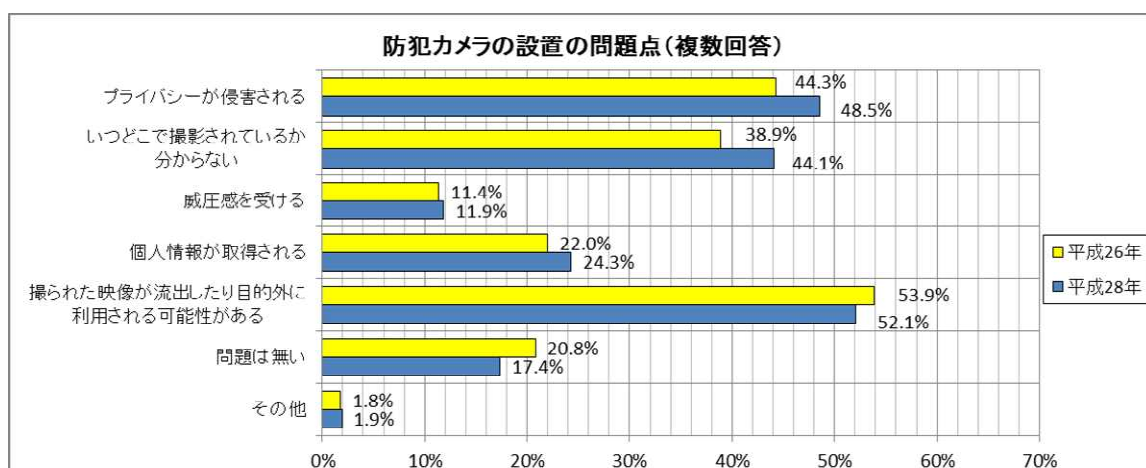
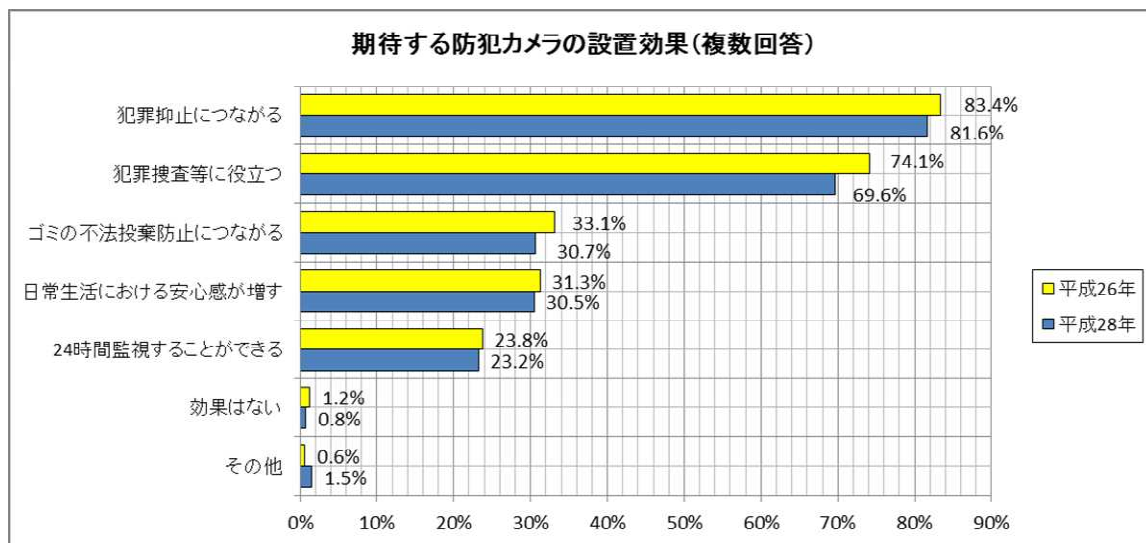
⑤公共空間等における防犯カメラの設置について

公共空間等における防犯カメラの設置について聞いたところ、平成28年は80%が肯定的な意見であり、期待する効果としては「犯罪抑止」、「犯罪捜査等に役立つ」が多くなっています。

一方で、防犯カメラ設置に係る問題点としては、「映像の流出・目的外使用」、



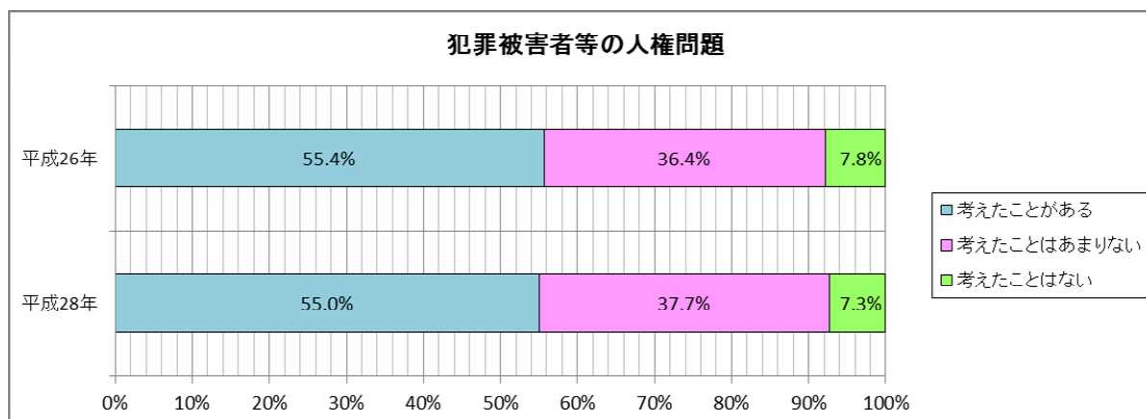
「プライバシーの侵害」、「いつどこで撮影されているか分からない」といったことが挙げられています。公共空間等における防犯カメラの設置にあたっては、適正な管理運用が求められています。



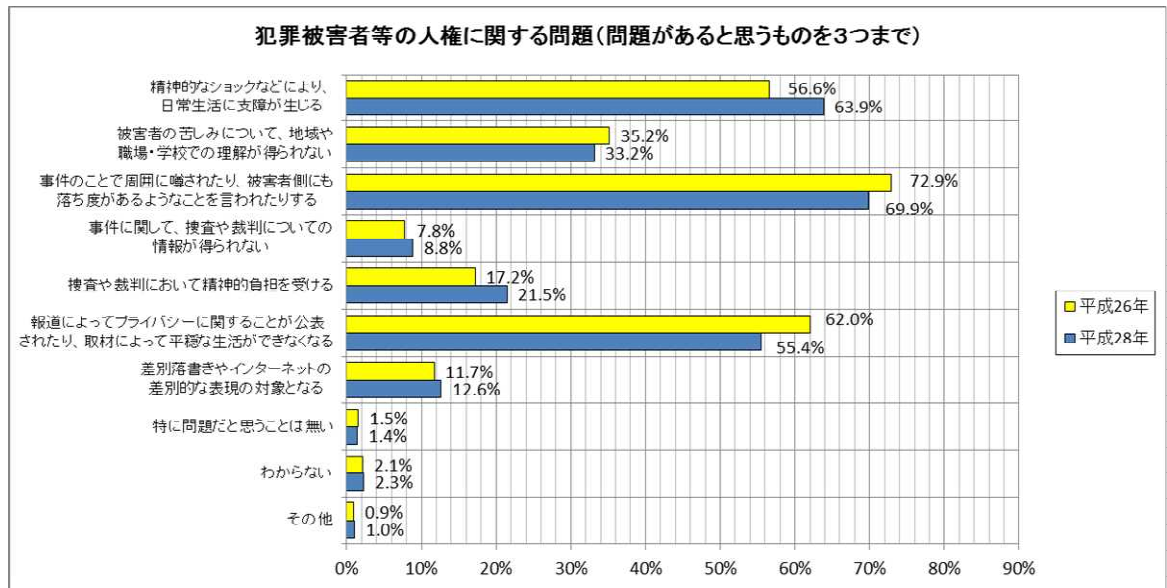
⑥ 犯罪被害者等の支援について

犯罪被害者等は、直接的な被害のほかに、周囲の無理解による言動等のために二次被害を受け、人権が傷つけられる現状があります。

こうした犯罪被害者等の人権問題について聞いたところ、平成26年、平成28年ともに約半数が「考えたことがある」と回答しています。

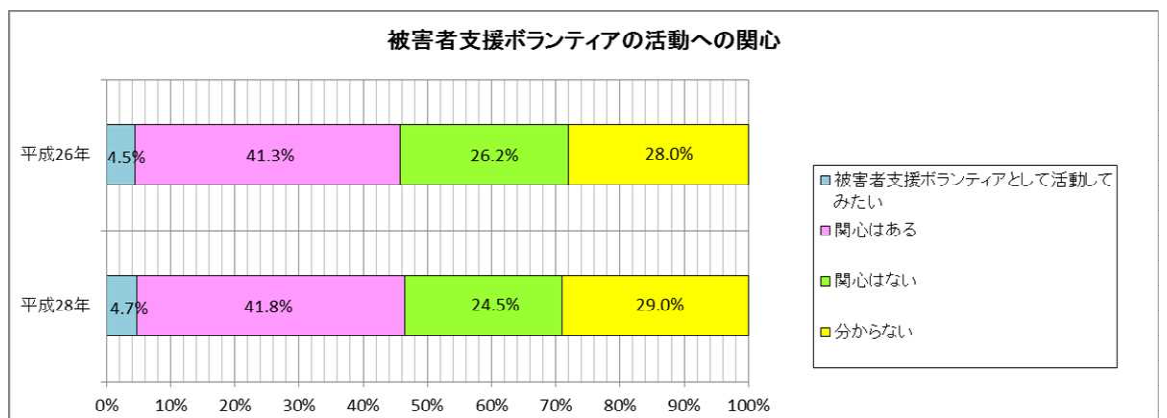
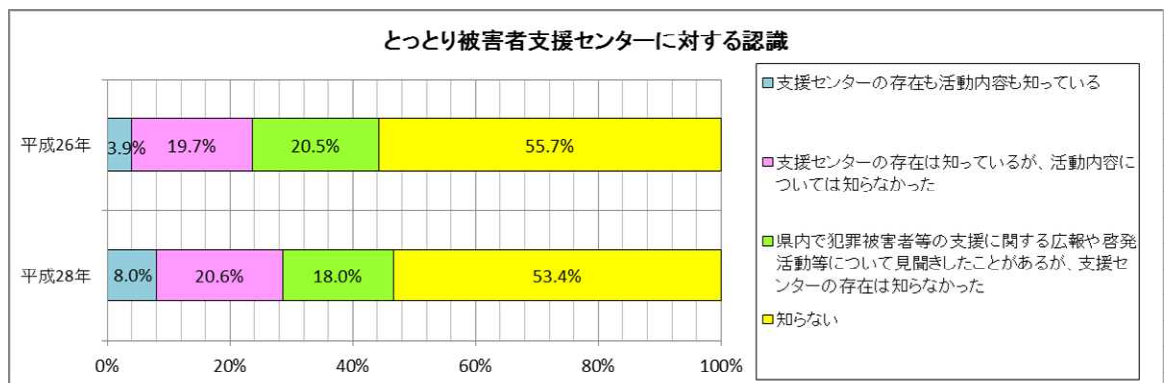


犯罪被害者等の人権問題としては、平成28年は「周囲の噂や被害者に落ち度があるように言われること」が最も多く、次いで「精神的なショックによる日常生活への支障」、「報道による生活への影響」が挙げられています。



支援センターでは、犯罪被害者等に対する相談やサポートなどの支援活動や広報・啓発活動を行っています。

支援センターへの認識について聞いたところ、「知っている」との回答は平成26年は24%に対し平成28年は29%と若干高まっていますが、半数以上は「知らない」との回答でした。被害者支援ボランティアについて聞いたところ、平成28年は「活動してみたい」が約5%、「関心はある」が42%とボランティア活動に興味のある方は約半数ありました。

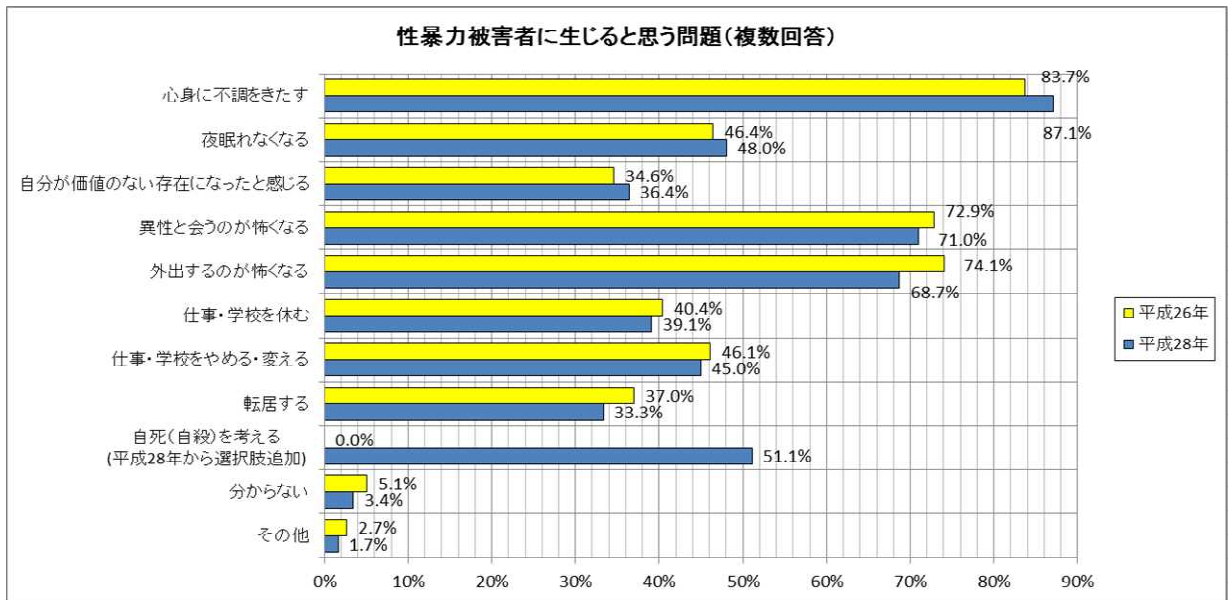
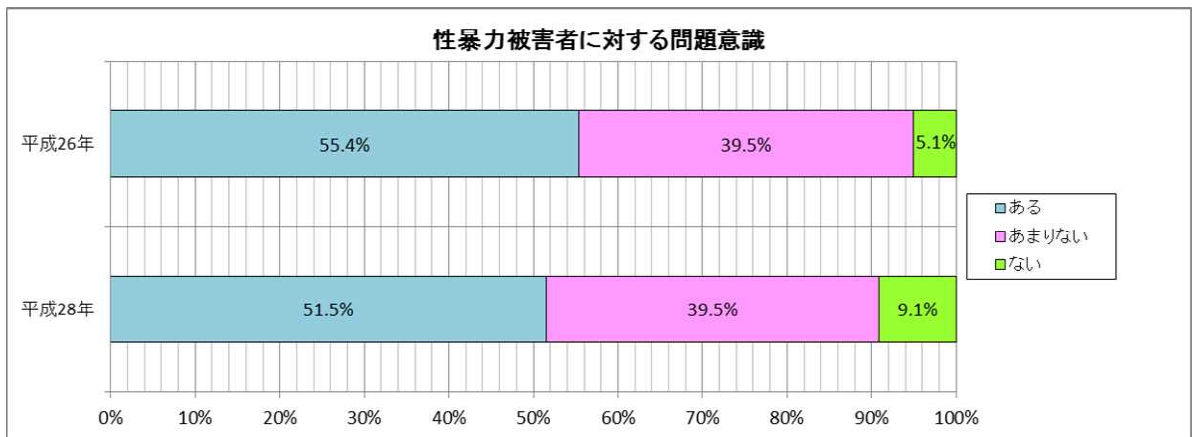


⑦性暴力被害者への支援について

性暴力被害の経験があるとされた方のうち誰にも相談しなかった方は、平成26年の内閣府の調査では約7割、同年鳥取県の調査では約5割と、「世間体を気にする」、「身内や知人からの被害が多い」など、声をあげられない被害者が多いと考えられます。

性暴力被害への問題意識について聞いたところ、平成26年、平成28年ともに半数以上は「ある」との回答でした。

性暴力被害者に生じる問題について聞いたところ、「心身に不調をきたす」、「異性と会うのが怖くなる」、「外出するのが怖くなる」との回答が、平成28年はそれぞれ68～87%と認識が高い一方、「仕事・学校をやめる・変える」、「転居する」、「自分の存在価値がない」など生活に重大な影響を与える問題については、認識が低い傾向にあります。



5 防犯活動及び対策の現状

(1) 県民等による防犯活動の状況

①活動の背景

警察は従来、事件の抑止と検挙を両輪として、犯罪の総量を抑制することに取り組んでいますが、犯罪が複雑・多様化する中、警察活動だけでは犯罪を抑止することが困難となってきています。

こうした状況を踏まえて、地域住民による自主的な防犯活動により、犯罪の発生を未然に防止しようとする取組が行われるようになっており、地域の安全・安心のための活動の輪が広がってきています。

②防犯協議会の活動

県内各警察署単位で「防犯協議会」が組織されています。

全県的な活動としては、年4回の防犯広報（広報誌による情報提供）、年末年始の犯罪被害の特別警戒活動や高齢者を対象とした訪問、防犯診断活動等が実施されています。

各地区の防犯協議会では、地域の犯罪発生状況等を踏まえ、ボランティア団体と連携を取り、パトロール活動や見守り活動が行われています。

③防犯ボランティア団体の活動

ア活動団体の概要

県内では、平成28年12月末で、防犯ボランティア団体として201団体、構成員約14,200人が把握されています。これらの団体は、年間を通じて子どもの見守り活動や防犯パトロール等を積極的に行っており、地域の安全を守る大きな力となっています。

イ活動の内容

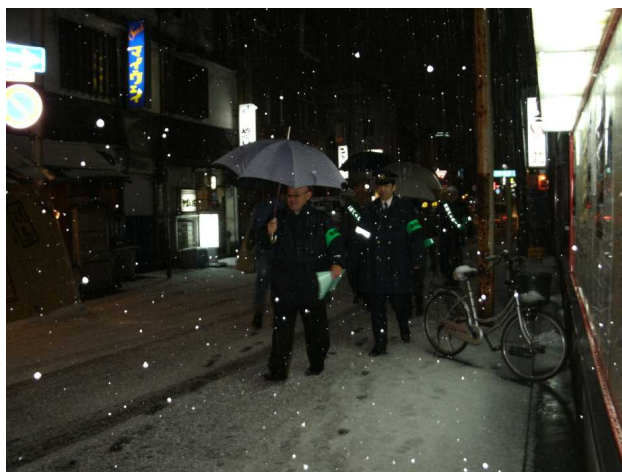
○繁華街パトロール

繁華街がにぎわう金曜日の夜を中心に、警察官と合同でパトロールを実施して、違法営業の抑止、不審者の検索、危険個所の点検などを行い、住民や観光客の安全安心のための環境づくりを目的に活動が行われています。

【活動事例】

《末広防犯会》

・鳥取駅に近く、県内随一の繁華街である末広温泉町の安全で安心なまちづくりを目的として、管轄する鳥取駅交番の警察官と合同で毎月1回、繁華街がにぎわう金曜日にメンバー10～15人程度で、防犯の腕章を着用してゆっくりと巡回しながらパトロールを実施。警察官と合同でパトロールすることにより、犯罪発生状況や住民の不安感などについても情報交換している。



○子ども見守り活動

子ども見守り活動は、ほとんどの防犯ボランティア団体が行っており、小学生等の登下校時を中心に、通学路での立しょう、パトロール、子どもたちへの挨拶活動などが行われています。

【活動事例】

《みどり町防犯パトロールチーム（グリーン・バード）》

- ・倉吉市内の明倫小学校、ひまわり保育園の子どもたちの見守りを始め、地域住民の安全を確保するため、平成17年4月から、毎週2日、下校時を中心に、5名1組の編成で町内一円（4.2km）をパトロール。パトロール終了時は、「実施記録表」に所要事項を記入。放置自転車の登録番号及び不審車両と思われる登録番号等については、当日責任者が持参する手帳に随時記録し、必要により打吹交番へ連絡している。

《ちづパトロール隊》

- ・平成16年11月、智頭町内で声かけ事案等が発生したことを受け、10人程度で防犯ボランティア団体を結成した。現在は、構成員114人となり、活動も活性化している。
平日の毎日、登下校時間に小学校前や、通学路に10人程度が立ち、児童の見守り活動を行っている。通学の時間帯に活動ができない構成員でも、買い物や犬の散歩時間を活用した、「そのときに出来る活動」でランダムに継ぎ目のない継続した活動を行っている。

○青色防犯パトロール

県内では、平成17年2月から、青色回転灯を装着した車両で、子どもの通学路を中心に防犯パトロールや見回り活動が行われており、犯罪を行おうとする者に対する抑止力として、また住民の安心感の醸成に効果を上げています。

青色防犯パトロールは、防犯効果が高い活動ですが、実施されていない地域もあり、全県的な広がりが求められています。

【活動事例】

《緑ヶ丘グリーンハイツ自治会》

- ・米子市箕蚊屋中学校区の安全を確保し、安全・安心のまちづくりを進めるため、平成17年から、メンバー23名の中から2人1組のシフト制により、週1回、青色回転灯を装着した車2台で、また地区内を徒歩で、下校時を中心に巡回をしている。あわせて、定期的に、遊具の点検、公園の美化、道路や歩道の安全点検などを行っている。

○子どもかけ込み110番の家

子ども等が犯罪被害に遭いそうになった時に、助けを求めてかけ込める緊急避難場所で、一時的な保護や関係機関への通報などを行います。県内では、一般民家と事業所をあわせて約7,000か所（平成28年12月末現在）が登録されています。

活動は、警察署、小学校単位で行われていますが、不審者による声かけ事案などの情報のやりとり等をきめ細かくしていくことが求められています。

今後、県警と教育委員会、知事部局の関係課が連携し、円滑な情報交換を行っていくことが必要です。

○タクシーによる防犯パトロール

平成18年から、県内のタクシーが「防犯パトロール」のシールを貼付して、業務の合間にパトロール活動を行っており、業務中に事件・事故を発見した場合、直ちに110番通報や最寄りの警察署への通報等を行うこととしています。

○防犯連絡所

防犯連絡所は各警察署に設置されており、地区の自治会長など地域の安全活動を積極的に行っている方の自宅を指定し、防犯パトロール、広報など地域と警察の橋渡しの役割を担っています。

現在、県内に1,000か所以上設置されています。

(2) 市町村の防犯対策の現状

県内市町村では平成10年以降、いわゆる「生活安全条例」が制定され始め、これまでに19市町村全てで制定されています。

条例制定を契機として、安全・安心なまちづくりのための推進計画や実施計画を策定し、総合的・計画的に施策を実施している市町村もあります。

鳥取市などでは、条例等の規定に基づき、防犯ボランティア団体等に補助金を交付するなど、防犯活動の促進を図っています。多くの市町村では防犯灯の設置あるいはその電気代への助成を行っています。

市町村が実施している活動で、もっとも多いのが防犯パトロールです。半分程度の市町村が何らかのパトロールを行っています。このうち、3市5町が青パトを独自に所有し活動しています。

住民に対する情報提供・意識啓発としては、地元警察署から提供される防犯・交通安全情報の提供や注意の呼び掛けが行われています。

【鳥取市の防犯活動】

○防犯パトロールの実施

平成18年から、市の公用車に「防犯パトロール中」のステッカーを貼り、防犯広報パトロールを実施している。

○警察署管内安全で安心なまちづくりネットワーク会議の開催

岩美町・智頭町と共同で、警察署単位でネットワーク会議を開催し、行政・警察・学校・防犯ボランティア団体、公民館・町内会等と情報共有や意見交換等を実施し、人材育成や活動の活性化、連携の強化を図っている。

○安全安心だよりの発行

平成22年から、行政で提供できる防犯関係情報を「安全安心だよりの」として発行し、防犯ボランティア団体、地区公民館、小中学校等に配布している。

(3) 学校等の防犯対策の現状

学校における防犯対策としては、平成13年6月に大阪府において発生した小学校児童殺傷事件を踏まえ、同様の事件の再発を防止する目的で施設・設備面及び管理運営面を中心に対策が講じられています。

○学校・家庭・地域（学校安全ボランティア等）が連携し、児童生徒の登下校を中心として見守り活動を実施するなど地域ぐるみによる子どもの安全確保が図られています。今後、連携の継続と更なる連携強化が必要です。

○不審者等の侵入に備え、地域の実情に応じた学校安全マニュアルの作成とマニュアルを踏まえた実践的な防犯訓練が実施されています。今後、学校安全マニュアルの見直しと関係機関等と連携するなどの防犯訓練が必要です。

○防犯訓練、地域安全マップの作成や活用等により、児童生徒の危険予測能力・危険回避能力の育成が図られています。引き続き、児童生徒の危険予測能力・危険回避能力の育成が必要です。

○防犯カメラの設置、センサーの取付け、校内緊急通報システム、防犯ベル・ブザーの設置などの防犯・通報設備の整備やさすまた、盾、催涙スプレーなどの自衛器具の配備が行われています。引き続き、学校の実情に応じた整備・配備が必要です。

(4) 警察の防犯対策の現状

警察においては、平成29年の運営指針として「県民の期待にこたえる警察」を掲げ、重点目標として「総合的な犯罪抑止対策の推進」等に取り組み、県、市町村、防犯ボランティア、事業者、県民と協働・連携して各種の防犯対策を実施しています。

①自主防犯活動の促進等

- ・毎月10日を「防犯の日」として、県民に防犯思想の普及を図り、積極的な自主防犯活動の実践を促すとともに、警察官による街頭活動を特に推進して、犯罪のない明るく住みよいまちづくりを推進しています。
- ・県民の安全・安心に関する認識を高めるため、毎年「地域安全フォーラム」を開催するとともに、県内各地区において「防犯講習会」、「防犯カレッジ」や高齢者向けの「詐欺被害防止講習会」等を開催しています。
- ・イベントや講習会等において各種広報チラシを配布し、防犯に対する啓発に努めるとともに、インターネット等の電子媒体を利用した広報も行っています。
- ・ボランティア団体等と連携し、青色防犯パトロールを実施するとともに、防犯連絡所を設置しています。また、防犯ボランティア団体とネットワークを構築し、素早い情報の伝達と的確な防犯活動の推進に努めています。

②高齢者等の防犯対策

- ・犯罪者に狙われることの多い高齢者については、居宅の巡回連絡や各種会合等を通じて特殊詐欺被害防止等に関する相談指導等の防犯対策を行っています。
- ・子どもたちを犯罪から守るため、保護者・防犯団体等と連携した見守り活動や防犯パトロールを実施するとともに、学校等における不審者対応訓練の援助や県及び県教育委員会等との被害情報の共有化、対策会議の開催等により意思疎通に努めています。
- ・女性への犯罪に対しては、しつこくつけ回すストーカーや夫などの近親者からの暴力(DV)に関する相談を受け、指導や助言を行っています。

③街頭防犯カメラの設置促進

- ・街頭防犯カメラは、犯罪被害の未然防止や犯罪発生時の対策として、県民が安心して安全に暮らせる地域社会を実現するために、公道上など不特定多数の方が往来する場所に設置されています。「地域の安全は自分たちで守る」という意識を高め、社会全体で犯罪を起こさせない機運を醸成させる点でも有効なものとなっています。
- ・地域の犯罪の発生状況や地域住民の方々の意見・要望、設置による効果等を勘案しながら、安全安心なまちづくりに向けた働き掛け等を、自治体等に対して行っています。

(5) 防犯環境整備の状況

①民間の取組状況

民間団体の全国調査によると、住宅を新築する場合に重要視する項目として、防犯性の高さを挙げるユーザーが6割に達するなど、住宅への防犯意識は高まっています。まだ一般の認知度は高くないものの、住宅性能表示制度にも「防犯性能」が加わるなど、防犯性の高い住宅の普及に向けた取組も行われています。

共同住宅に関しても、防犯に対するユーザーニーズの高まりを踏まえ、国において「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」が示されるなど、防犯対策への取組が進められています。

本県においては、防犯設備や器具等の設置を始めとする防犯対策を講じていただくよう、建築設計事務所、建築業者等から施主等への提案を促していますが、昨今の景況を反映してか施主の反応は芳しくないようです。

②市町村の取組状況

子どもへの声かけ事案の増加や女性へ犯罪が依然として発生していることやこれまでの蛍光灯より消費電力が少なく、長寿命であるLED（発光ダイオード）防犯灯のメリットが大きいことから、防犯灯設置に対して助成する市町村が平成21年度から大幅に増加してきました。防犯灯の新設にあたっては、平成28年度は2市1町1村が全額負担で行い、2市12町で町内会等に対する助成制度等を設けています。助成対象はLED照明のみとしたり、LED照明を使用する場合補助率等を有利に設定している市町村がほとんどです。

道路・公園等については、1市が「安全で安心なまちづくり実施計画」を策定し、年次計画的に防犯に配慮した整備を進めることとされていますが、他の市町村においては、そのような計画は作成されておらず、整備状況は不明です。

③県の取組状況

県では、平成24年度から、防犯環境整備の促進による犯罪のないまちづくりの推進を図ることを目的に、LED防犯灯の新設について市町村に対して補助しています。全国的に子どもや女性を狙った凶悪犯罪が後を絶たないことから、今後も、地域の防犯力を向上するための助成制度を検討します。

「道路整備ビジョン」において、道づくりの柱として3つの方向性を提示しています。そのひとつに、「安全で安心な道づくり」を掲げ、交通安全を中心に、防犯・環境対策の視点から、通学路の歩道整備、植栽等の大きさ・配置の見直し、道路照明の維持管理等について、年次計画を定めて推進しているところです。

公園の整備に関しては、「鳥取県公共施設緑化マニュアル」に基づいて植栽等の維持管理が行われているところですが、今後、更に防犯対策の視点を踏まえた対応をしていくこととしています。

住宅については、今後、先述した防犯に配慮した住宅の指針に基づいて「防犯住宅」の普及を図っていくこととしています。

各地域の実情等を踏まえ、更に防犯に配慮した施設・設備の整備を図っていく必要があります。

6 犯罪被害者等の支援等の現状

犯罪被害者等に対する支援については、平成17年4月、「犯罪被害者等基本法」が施行され、また翌年12月に、「犯罪被害者等基本計画」が閣議決定され、具体的な施策が打ち出されました。

本県では、平成20年度に策定した推進計画において、犯罪被害者等の支援に関する事項を定め、相談窓口における犯罪被害者等に対する適切な情報提供等や犯罪被害者等に対する県民の理解を深め、協力を促進するための広報啓発などの取組を進めています。

平成20年6月に民間被害者支援団体「とっとり被害者支援センター」が開設され、同年10月から犯罪被害者からの相談対応や具体的な支援活動が本格的に開始され、平成23年3月には、県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体に指定されました。

今後、平成28年4月に閣議決定された第3次犯罪被害者等基本計画に定める諸施策の動向等に留意し、国との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者の権利・利益の保護が図られるよう、より一層の支援の施策の総合的な推進が求められています。

Ⅲ 計画の目標と基本方針

1 計画の目標

(1) 基本目標

犯罪が防止され、県民が犯罪におびえることなく安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目指します。

(2) 達成指標

上記目標の達成度を測る指標として、次の数値目標を設定します。

○刑法犯認知件数 3千件以下の定着

2 計画の基本方針

(1) 基本的考え方

犯罪のないまちづくりを推進するためには、犯罪の発生原因を「人」に求め、犯罪者がなぜ犯行に及んだのかを究明し、その犯罪の原因を除去する（犯罪原因論）だけでは不十分で、犯罪を企てる者に犯罪の「機会」を与えないことによって犯罪を未然に防ぐこと（犯罪機会論）が有効だと考えられています。

こうした考え方によれば、地域の住民が日常的にコミュニケーションを確保し、自らの地域は自らで良くしていくという意識を持って活動することによって、犯罪者の接近を防ぎ、犯罪が起きにくい状況を作っていくこと（ソフト面の対策）が必要になります。

また、家庭・学校・地域等において、子どもの頃から自他ともに尊重し、思いやり、命を大切にす豊かな心を育成するとともに、社会の中で生きるに当たっての責任やルールなどの規範意識を形成することが重要です。

公園・道路や住宅などの整備に当たり、監視性・抵抗性を高めるなど防犯に配慮した構造・設備を有するものとする 것도大切です。これにより、地域を物理的に犯罪が起きにくい環境とすること（ハード面の対策）ができます。

これらのソフト・ハード両面の対策をバランス良く推進し、計画的・総合的にまちづくりを進めることが、地域の防犯力を高め犯罪のないまちづくりを実現することにつながります。

さらに、県民が犯罪におびえることなく暮らせる社会を実現していくためには、犯罪の予防のみならず、犯罪被害者の方々に対して必要とされる支援を行うことも重要であり、犯罪被害者のための施策を総合的・計画的に推進することも求められています。

(2) 基本的方向

平成27年1月に改定した計画の達成指標である犯罪発生率は、平成28年に5.1件／千人の実績で目標数値6.9件／千人を上回る成果を達成しているなど一定の効果をあげていることから、この計画を更に推進することとしますが、推進期間中の犯罪のないまちづくりを取り巻く状況の変化に対応する必要があります。

基本的な枠組みはこの計画のままとしつつ、社会・犯罪情勢の変化に対応する個別の施策を盛り込んでいくものとしました。子ども、高齢者、女性、障がい者等の安全確保の施策の柱に特殊詐欺被害防止対策の推進を追加し、地域全体で特殊詐欺を撲滅するための見守り活動や広報啓発活動等の強化を図るとともに、防犯環境整備の促進の施策の柱に「防犯カメラの適正な設置・運用」を追加し、犯罪を防止するとともに、プライバシーに配慮した防犯カメラの適正な設置・運用について普及啓発を図っていきます。

平成28年の刑法犯認知件数のうち窃盗犯が78.3%を占めています。窃盗犯の内訳を見てみると、最も多いのが自転車盗で33.1%、次いで、万引きが

25.1%、車上ねらいが6.6%、住宅侵入窃盗が5.6%、置引きが5.0%となっています。本県の窃盗犯の大きな特徴として、「無施錠」での被害があげられます。無施錠での被害の割合は、車上ねらいが69.5%（全国平均50.9%）、自動車盗が87.5%（全国平均26.8%）、オートバイ盗82.8%（全国平均27.7%）、自転車盗76.2%（全国平均56.2%）、空き巣等の住居侵入窃盗73.2%（全国平均48.6%）となっており、全国平均を上回っています。このため、「鍵かけ運動の推進」、「万引き防止対策の推進」を最重点施策として推進します。

（3）基本方針

①自主防犯活動の促進

県民一人ひとりの「自分たちの安全は自分で守る」、「地域の安全は地域で守る」という自主防犯意識の高揚を図るとともに、地域の自主防犯活動が活性化することによって、地域の連帯感を強め、お互いに支え合う良好な社会環境を形成します。

②子ども、高齢者、女性、障がい者等の安全確保

子どもや高齢者、女性、障がい者など防犯上配慮を要する人について、被害防止の取組を進めるとともに、地域住民が連携して、地域全体でそうした人々を見守る活動を推進します。特に、子どもの健全育成にふさわしい環境づくりや犯罪被害に遭わないよう効果的な安全教育を推進します。

③防犯環境整備の促進

公園、道路、住宅、店舗等を犯罪の防止に配慮したものとし、ハード面での防犯環境整備を進めるため、施設ごとに整備指針を作成・普及するとともに、そうした整備を促進するため必要な情報提供、助言その他の措置を講じます。

④犯罪被害者等の支援

犯罪被害者等、性暴力被害者の支援に当たっては、被害者等の基本的人権が尊重され、名誉や生活の平穏が害されないよう、被害者支援に対する県民の理解を促進するとともに、民間被害者支援団体の活動の充実を図り、被害者等のニーズに応じた支援を行います。

3 推進施策の数値目標

目 標 項 目	現 状 値 (平成28年度)	目 標 値 (平成31年度)
【基本方針1 自主防犯活動の促進】		
○自転車盗、車上ねらい、侵入窃盗（住宅対象）の内、無施錠による被害割合 ・自転車盗 ・車上ねらい ・侵入窃盗（住宅対象）	H28 76.2% 69.5% 73.2%	H31 全国平均以下 を目標とする
○防犯ボランティア団体結成数	201 団体	219 団体
○防犯リーダー研修会参加者数（年間）	72 人	80 人
○青色回転灯装備車登録台数	105 台	133 台
【基本方針2 子ども、高齢者、女性、障がい者等の安全確保】		
○小学校の地域・通学路安全マップ作成割合	88 %	100 %
○子ども安全教室の実施回数	145 回	150 回
○不審者対応訓練（教職員対象）の実施率 ・小学校 ・中学校 ・高等学校 ・特別支援学校	88 % 17 % 8 % 70 %	100 % 85 % 60 % 100 %
○高齢者防犯講習の実施回数	234 回	220 回
○特殊詐欺の被害認知件数、被害金額 ・被害認知件数 ・被害金額	H28 25 件 6,944 万円	H31 減少させる 減少させる
○デートDV予防学習・DV予防研修の支援員派遣研修（年間）	92 件	80 件
【基本方針3 防犯環境整備の促進】		
○優良防犯施設の認定件数	92 件	100 件
【基本方針4 犯罪被害者等の支援】		
○被害者支援ボランティアの数	36 人	50 人
○被害者支援広報の実施回数	220 回	220 回
○条例制定市町村数	0 市町村	2 市町村

IV 推進施策

1 施策の体系

【全体目標】

犯罪が防止され、県民が犯罪におびえることなく安心して暮らすことができる地域社会を実現する。

【基本方針】

(1)自主防犯活動の促進

県民一人ひとりの自主防犯意識の高揚を図るとともに、地域の連帯感が高まり、住民がお互いに支え合う良好な社会環境の形成を図ります。

【施策】

①県民の意識啓発

最重点施策:「鍵かけ運動の推進」、
「万引き防止対策の推進」

②地域安全情報の提供

③地域防犯活動の促進

(2)子ども、高齢者、女性、障がい者等の安全確保

子ども、高齢者、女性、障がい者等の犯罪被害防止の取組を進め、地域全体で見守る活動を推進するとともに、子どもの健全育成にふさわしい環境づくりや犯罪被害に遭わないよう効果的な安全教育を行います。

①学校・通学路等での安全確保

②子どもの虐待・非行防止と良好な社会環境づくり

③子どもの安全教育

④特殊詐欺被害防止対策の推進

⑤高齢者・女性・障がい者等の安全確保

(3)防犯環境整備の促進

施設等を防犯に配慮したものとするため、施設ごとに整備指針を作成・普及し、そうした整備を促進するために必要な情報提供、助言等の措置を講じます。

①防犯住宅の普及・促進等

②道路・公園・駐車場等における防犯措置

③防犯カメラの適正な設置・運用

④深夜小売業等の防犯措置

⑤空家の防犯措置

⑥防犯に配慮した自動車・自販機等の普及

(4)犯罪被害者等の支援

被害者支援に対する県民の理解を促進するとともに、民間支援団体の活動の充実を図り、被害者等のニーズに応じた支援を行います。

①相談体制の充実

②被害者支援の啓発

③民間支援団体の活動の支援

④関係機関の連携

⑤性暴力被害者の支援

2 施策の内容

(1) 自主防犯活動の促進

本県で発生している犯罪の多くは、自転車盗や車上ねらい、住宅への侵入窃盗などですが、その内の大部分が「無施錠」により被害を受けたものです。これは、「自分は大丈夫」、「短時間だから」という油断、鍵のかけ忘れ等、ちょっとした不注意が大きな原因となっています。

こうした犯罪を少しでも減らしていくためには、私たち一人ひとりが「自分の安全は自分で守る」、「地域の安全は地域で守る」という防犯意識を持ち、家庭や職場を始め日常生活の中で、犯罪を防止するための自主的な取組を行うことが大切です。

このため県では、防犯への取組の必要性が県民に広く理解されるよう、積極的な広報・啓発活動を行い、広く県民の自主防犯意識の醸成を図ります。

① 県民の意識啓発

《基本的な考え方》

県民の自主防犯意識の醸成を図るため、各種イベントや県の広報媒体等を通じて犯罪のないまちづくりに関する広報・啓発を充実します。

平成28年の刑法犯認知件数の78.3%が窃盗犯で、このうち無施錠又は鍵付き状態のまま被害に遭う率が全国平均を大きく上回っていることから、『鍵かけ運動の推進』を最重点施策として実施します。

また、万引きを軽視する社会風潮を払拭し、「万引きは犯罪である」という規範意識を高めるため、『万引き防止対策の推進』も最重点施策として実施します。

< 具体的施策 >

- ア 犯罪のないまちづくり推進計画等の普及啓発（生活環境部）
 - ・ 犯罪のないまちづくりの推進に当たっての総合的・基本的な方向性を示す推進計画及び防犯活動や防犯環境整備に取り組む際のガイドラインとなる各種防犯指針の普及に努めます。
- イ 【最重点】 鍵かけ運動の推進（生活環境部、県警本部）
 - ・ 住宅、自転車、自動車等の鍵かけを推進するため、ロックの日（6月9日）、盗難防止の日（10月7日）、全国地域安全運動の期間などに、街頭キャンペーンによる呼び掛け、チラシ等の配布を行います。
 - ・ 鳥取県防犯連合会等の関係機関と連携し、各種広報等を行い、鍵かけの習慣化を推進します。
- ウ 【最重点】 万引き防止対策の推進（生活環境部、県警本部）
 - ・ 「万引きは犯罪である」という規範意識を高め、誰もが万引きをすることがないように、鳥取県防犯連合会等の関係機関と連携し、各種広報を行う等の万引き防止対策を推進します。
- エ 危険ドラッグ等薬物乱用防止対策の推進（福祉保健部、教育委員会、県警本部）
 - ・ 危険ドラッグを全面的に規制する鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例を広く周知し、適切な運用を図ることにより、危険ドラッグによる健康被害

や事件・事故のない安全な社会づくりを進めます。

- オ 鳥取県地域安全フォーラムの開催（生活環境部、県警本部）
- ・ 県民、行政機関、教育関係者、防犯団体等の参加を呼び掛け、積極的に防犯活動に取り組んでいる団体等の表彰や事例発表を行い、活動意欲の向上や団体相互の連携の強化を図るとともに、防犯の有識者などによる講演等を行い、広く県民の犯罪のないまちづくりへの機運の醸成を図ります。
- カ 各種講習会等の開催（生活環境部、県警本部）
- ・ 各警察署において防犯講習会を開催するとともに、防犯団体や自治会・町内会等の要請に応じ、出前防犯講座を実施し、防犯ボランティア団体への参加促進や、鍵かけの習慣化を含め防犯意識の醸成を図るため、社会の規範意識及び絆の向上を目指します。
- キ 県民への消費生活情報の提供等（生活環境部）
- ・ 悪質商法等の消費者被害を未然に防止するため、消費者行政に係る県と市町村との役割分担（※）に留意しながら、時宜に応じた広報・啓発を行います。
 - ・ 地域消費生活サポーターの養成を進めます。
- ※「地域住民」への消費生活に関する一般知識の普及及び情報提供は市町村、「県民」への消費生活に関する専門知識の普及及び情報提供等は県
- ク 消費者教育の総合的かつ一体的な推進（生活環境部）
- ・ 「鳥取県消費者教育推進計画」に基づき、消費者自身が自ら考え行動する「自立した消費者」として、消費者トラブルに対応する力だけでなく、消費者が持つ影響力を理解して行動する消費者を育成するための事業を学校、家庭、職場、地域等ごとに実施します。
- ケ 社会を明るくする運動等の更生保護活動の推進（福祉保健部）
- ・ 犯してしまった罪をつぐなった人の円滑な社会復帰を支える取組や再犯を防止し立ち直りを支える地域社会づくりのための世論啓発など、更生保護活動を行う団体の取組を支援します。
- コ 農機具等の盗難防止の啓発（農林水産部）
- ・ チラシの配布やメディアを活用した広報活動により、農林水産業者への注意喚起、意識啓発を行い、農機具や林業機械、船外機等の盗難防止対策を推進します。

②地域安全情報の提供

《基本的な考え方》

地域での防犯活動に資するため、各地域での犯罪の発生状況や不審者に関する情報を、インターネットや携帯電話を始めとする、各種の広報媒体を通じて提供します。

< 具体的な施策 >

- ア 地域情報ネットワークの構築（生活環境部、県警本部）
 - ・必要な情報が必要とする対象にタイムリーに伝達されるようにネットワークの構築に努めます。
- イ 多様なメディアによる情報提供（生活環境部、県警本部）
 - ・ホームページ、ケーブルテレビの文字放送、あんしんトリピーメール等の各種媒体を活用した情報提供に努めます。
- ウ コミュニティ情報の提供（県警本部）
 - ・身近で、ちょっとした心掛けで対応できる防犯対策情報や地域の犯罪情勢を「生活安全ニュース」や交番・駐在所が作成する「ミニ広報紙」などにより積極的に情報発信します。

③地域防犯活動の促進

《基本的な考え方》

地域での防犯活動の促進を図るため、効果的な活動例や先進的な取組事例を積極的に取り入れ、活動内容の充実を図るとともに、活動の核となるリーダーの育成を推進します。

< 具体的な施策 >

- ア 地域の防犯力の向上（生活環境部）
 - ・地域の防犯力を高めるため、市町村や地域住民等による「自分たちの地域は自分たちで守る」活動を促進する取組を支援します。
- イ 防犯リーダー研修会等の開催（生活環境部、県警本部）
 - ・地域の自主防犯活動の中心的役割を担い、地域住民の防犯意識啓発やボランティア団体の結成を促進する人材の養成と資質向上を図るため、防犯リーダー研修会を実施します。
 - ・青色防犯パトロールの活性化を図るため、実施団体の代表者に対する防犯講習や団体間のネットワークを確立するための交流を実施します。
- ウ NPO活動等の促進（元気づくり総本部、福祉保健部）
 - ・公益財団法人とっとり県民活動活性化センターに事業委託し、同センターと協働しながらNPO活動に係る各種相談対応、団体の活動基盤強化、団体間のネットワーク・連携の促進、各種団体の紹介やその活動等の情報収集と発信、団体の広報への助成等を行うことにより、NPO活動を推進します。
 - ・トットリズム県民運動として地域活性化を図るため、NPO等の活動支援、ネットワークづくり、人材育成等の支援を行います。
 - ・鳥取ふれあい共生ホームとして、高齢者、障がい者、子ども等、地域住民の誰もが集い、支え合う活動の拠点となる居場所づくりの取組を支援します。

- エ 地域安全安心ステーションの設置（県警本部）
 - ・地域住民が自主的に管理・運営する施設や建物で、自主防犯活動の拠点として機能しうるものを「地域安全安心ステーション」と位置づけ、ここを中心に行われる防犯パトロール等の地域防犯活動を支援します。

- オ 防犯パトロール活動の促進（生活環境部、県警本部）
 - ・防犯ボランティア等による青色防犯パトロール活動を促進するため、指導や支援に努めます。
 - ・県などの公用車に防犯ステッカーを貼付してパトロールするなど、効率的な防犯パトロール活動に努めます。
 - ・防犯ボランティア団体への若者の参加を促進するため、地区防犯協議会、市町村、公民館、大学等と連携して、若者対象の講習会の開催などに努めます。

- カ 災害発生時の防犯対策の推進（危機管理局、生活環境部、県警本部）
 - ・災害発生時に防犯ボランティア団体や自主防災組織等が連携して防犯活動を行えるよう、指導や支援に努めます。
 - ・警察官等が被災地、避難場所等を巡回訪問し、盗難被害の注意喚起、防犯指導、相談対応等を行います。
 - ・災害発生時における犯罪発生状況等をホームページ、ケーブルテレビの文字放送、あんしんトリピーメール等の各種媒体を活用した情報提供に努めます。

- キ 廃棄物不法投棄防止対策の実施（生活環境部）
 - ・廃棄物の不法投棄及び不適正処理の監視、指導をするための体制強化を図ります。
 - ・廃棄物不法投棄の未然防止を図るため、関係機関、地域住民等が連携した合同パトロール等を実施します。

- ク 先進的活動事例の紹介（生活環境部、県警本部）
 - ・県内及び県外の先進的・効果的な取組に関する事例の収集に努め、県のホームページ等により紹介します。

（２）子ども、高齢者、女性、障がい者等の安全確保

犯罪の被害に遭いやすい子ども、高齢者、女性、障がい者等の安全確保のため、自主防犯意識のかん養や地域ぐるみでの取組が求められています。

子どもの安全確保のため、学校、保護者、地域住民、警察等が協働・連携し、学校、通学路等の安全体制の充実や環境整備を進めます。

また、高齢者、女性、障がい者等の安全確保のため、市町村、社会福祉団体等と協働・連携し、地域での取組を進めます。

①学校、通学路等での安全確保

《基本的な考え方》

学校や通学路等において、子どもが犯罪被害に遭わないよう、安全確保を図るための防犯指針に基づき、安全な学校、安全な通学路づくりを進めるとともに、地域での見守り活動等の充実を図ります。

＜具体的施策＞

- ア 子どもの安全を確保するための指針の普及啓発（生活環境部、教育委員会）
- ・学校、通学路等における子どもの安全確保を図るため、「学校等における児童等の安全の確保に関する指針」及び「通学路等における児童等の安全の確保に関する指針」について、広く県民への普及啓発を行い、子どもの安全確保に取り組む機運の醸成を図ります。
- イ 総合的な学校安全対策（教育委員会、県警本部）
- ・防犯の専門家や警察官OB等をスクールガードリーダーとして委嘱し、学校や学校安全ボランティアに対する指導を行うとともに、学校安全ボランティア等を活用し、学校・家庭・地域が一体となり、子どもを見守る取組を実施する市町村を支援し、子どもの安全確保の推進を図ります。
 - ・学校における安全教育・安全管理の充実と教職員の指導力の向上を図るための研修会を開催します。
 - ・少年の非行防止活動を行うスクールサポーターが、児童等の非行問題、問題行動等について、教職員や児童等へ生徒指導等の面からの助言、巡回活動、相談活動や防犯ボランティアと協働しての子ども見守り活動を実施します。
- ウ 子どもの安全・安心な居場所の確保（福祉保健部、教育委員会）
- ・放課後子供教室と放課後児童クラブが連携を図り、小学校の余裕教室や公民館を利用し、地域住民の参画を得て、子どもとともに勉強・スポーツ・文化活動、体験・交流活動を実施します。
 - ・子どもの健全育成を図るため、市町村が、労働等により昼間家庭に保護者のいない世帯の子どもを対象に放課後等の適切な遊びや安全・安心な生活の場を提供する放課後児童クラブ事業を支援します。
 - ・低所得世帯やひとり親家庭等の子どもたちが、夜間や休日に地域住民等とともに食事や勉強、活動を行い、子どもたちが社会性や規則正しい生活習慣を身に付け、孤立の防止等を推進することができる居場所づくりを支援します。
 - ・鳥取ふれあい共生ホームとして、高齢者、障がい者、子ども等、地域住民の誰もが集い、支え合う活動の拠点となる居場所づくりの取組を支援します。＜再掲＞
- エ 子ども見守り活動（教育委員会、県警本部）
- ・学校、PTA、防犯ボランティア、地域住民、事業者などが連携して、登下校時を中心として見守り活動を実施し、子どもの安全確保に努めます。
- オ 子どもかけ込み110番の家（県警本部）
- ・通学路等の地域住民や事業所の協力を得て、子どもが声かけ事案や犯罪に巻き込まれそうになった場合に緊急に避難できる場所である「子どもかけ込み110番の家」の活性化を図ります。
- カ 子ども安全情報の共有化（教育委員会、県警本部）
- ・子どもの安全確保対策等について、県警・県教委・関係機関が連携した被害情報ネットワークにより情報の共有化を図ります。
- キ 危機管理マニュアルの見直し・更新（教育委員会）
- ・不審者等の侵入に備え、地域の実情に応じた危機管理マニュアルの見直し・更新と、マニュアルを踏まえた実践的な防犯訓練の実施等を促進します。

- ク 子どもへの声かけ・挨拶運動の推進（教育委員会、市町村 等）
- ・ P T A・地域住民等が連携して、登下校時等における子どもの見守り活動の際に、子どもへの挨拶や声かけを励行し、地域の連帯感を高め犯罪に遭いにくい環境づくりに努めます。

②子どもの虐待・非行防止と良好な社会環境づくり

《基本的な考え方》

本県の児童相談所における児童虐待の対応件数は近年、横這い傾向にあるものの、全国的には依然として増加傾向が続き、虐待死事件も後を絶たない状況において、虐待の発生予防、早期発見、早期対応の体制を継続します。

地域のボランティア、関係団体、事業者等と連携して、子どもの健全な育成を阻害するおそれのある環境を改善し、非行防止に効果的な環境づくりを行います。

＜具体的施策＞

- ア 児童虐待防止に携わる関係機関による援助体制の継続（福祉保健部）
- ・ 児童相談所・市町村等、児童の支援に携わる者による法定協議会のほか各種連絡会を開催し、情報の共有、県警・県医師会をはじめとする関係機関の連携強化及び児童虐待を含む要保護児童の早期発見・早期対応のための全県的・圏域ごとの体制を継続します。
- イ 児童虐待の未然防止及び通報の促進（福祉保健部）
- ・ 児童虐待の防止、早期対応のために、教育関係者、医療関係者と引き続き連携を図るとともに、虐待のおそれのある事例について通報していただくための啓発を引き続き実施します。
- ウ 危険ドラッグ等薬物乱用防止対策の推進（福祉保健部、教育委員会、県警本部）
- ・ 危険ドラッグを全面的に規制する鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例を広く周知し、適切な運用を図ることにより、危険ドラッグによる健康被害や事件・事故のない安全な社会づくりを進めます。＜再掲＞
 - ・ 危険ドラッグなど薬物乱用の問題に対して、教員の指導力向上が図られるよう研修会を開催するとともに、薬物乱用防止指導員、学校薬剤師、警察職員等と連携して、生徒の規範意識を醸成するための薬物乱用防止教室・非行防止教室・被害防止教室を開催します。
- エ ケータイ・インターネットに関する教育啓発の推進（福祉保健部、教育委員会、県警本部）
- ・ 急速に普及しているインターネット通信機器（スマートフォン、ゲーム機、携帯型音楽プレーヤーなど）の利用による危険性が顕在化する中、その特性や危険性、個人の責任、情報モラルについて理解してもらうため、関係団体等と連携し、ペアレンタルコントロール（※）の普及促進などに取り組み研究集会や草の根的な学習を支援し、幅広く地域や保護者、子どもへの啓発を図ります。

※スマートフォン、ゲーム機、携帯型音楽プレーヤー等でインターネット接

続をする場合、保護者が青少年の年齢や能力に応じ閲覧制限等を行い、インターネットの利用を適切に管理すること。

- ・子どもたちが主体的に関わってインターネット通信機器の利用について考えていく活動や、親子で一緒に考える取組を、関係機関と連携し推進します。
- ・インターネット上のいじめや誹謗中傷、犯罪被害などから子どもたちを守るため、インターネット上の掲示板、サイトなどへの子どもたちの書き込みを監視し、不適切な書き込みなどがあれば、警察等関係機関と情報共有を図ります。

オ 家庭教育支援の推進（教育委員会）

- ・身近な地域において、すべての親が安心して家庭教育を行えるよう、地域人材の養成や、家庭教育支援チームの組織化、学校等との連携により保護者への学習機会の提供や相談対応等を行う市町村を支援します。

カ 少年の規範意識の向上等の推進（県警本部）

- ・少年の規範意識の向上を図り、インターネット利用に起因した犯罪等の加害者にも被害者にもならないようにするため、学校等の関係機関と連携し、警察職員等を学校へ派遣し、非行防止教室等を開催します。
- ・各種イベント等の機会を通じて、少年の非行防止と健全育成に向けた広報啓発活動を行います。

キ 少年サポートセンターによる指導・支援（県警本部）

- ・地域における少年の健全育成の拠点として、街頭補導活動、少年相談、自立支援のための体験活動、保護者や小・中・高校生への非行現場の情報提供などを行います。

ク 少年補導センター等活動の推進（福祉保健部）

- ・非行のおそれのある少年を早期発見、補導し、少年の健全育成を図る活動を行う少年補導センター等に事業補助を行い、活動の活性化を図ります。

ケ 鳥取県青少年健全育成条例の周知と適切な運用（福祉保健部）

- ・鳥取県青少年健全育成条例の周知徹底に努めるとともに、関係事業所への立入調査や指導及び有害図書類の指定等条例の適切な運用により、子どもにとって良好な社会環境の整備を図ります。

③子どもの安全教育

《基本的な考え方》

子どもに、様々な危険を予測し回避する能力を身に付けさせるため、子どもたちによる「地域・通学路安全マップ」の作成や、子どもの発達段階に応じた効果的・実践的な防犯訓練（教室）の実施など、安全教育の充実に努めます。

〈具体的施策〉

ア 教育全般にわたる相談窓口等の設置（教育委員会）

- ・不登校、いじめ、問題行動などに対応するため、小学校に「学校生活適応支援員」を配置するとともに、中・高等学校、特別支援学校にスクールカウンセラーを配置し、子ども、保護者、教員に対する助言や指導を行います。
- ・不安や悩みがある子ども、保護者等に対応するため、いじめ・不登校総合対策センターに電話・メール・来所相談に応じる相談員等を配置し、相談者へのアドバイスや支援を行います。また、専門医（小児科、精神科）が対応する教育相談会を定期的を実施します。

イ いじめ問題等への取組の推進（教育委員会）

- ・子どもたちが認め合う中で、自らいじめの未然防止や解決を図ることができるよう、子どもたちの社会性や問題解決能力の育成、自主的な活動を支援する取組を推進します。
- ・いじめの問題に対する教職員の認識を高め、警察等関係機関との連携や専門家の活用など、問題に適切かつ迅速に対応できる体制を整えます。

ウ こどもいじめ人権相談窓口の設置（総務部）

- ・子どものいじめ問題に対応するため、こどもいじめ人権相談窓口を設置し、いじめに関して相談者をきめ細かく支援して、いじめ問題の解決を促進します。

エ 不登校の子どもへの登校支援、居場所の提供（教育委員会）

- ・不登校やひきこもりの状態などにある子どもに対して、訪問支援、来所・電話相談、安心して過ごせる居場所の提供、体験的な活動の実施などを行い、進学、就労、社会参加に向けた支援を行います。

オ 消費者教育の推進（生活環境部）

- ・「鳥取県消費者教育推進計画」に基づき、将来の「自立した消費者」の育成と若者の被害防止を目的に、幼児期より発達段階に応じた消費者教育を実施し、合わせて保護者に対し、消費者教育への理解を働きかけます。

カ 子ども安全教室の開催（県警本部）

- ・子どもの防犯意識を高めるため、教育委員会等と連携し、鍵かけの意識啓発や不審者対応訓練等の防犯教室を実施します。

キ 地域・通学路安全マップの作成の促進（教育委員会、県警本部）

- ・地域と学校等が連携し、子どもが被害に遭わないための知識を習得させ、様々な危険を予測し回避できる能力を身に付けさせるため、子ども自身による「地域・通学路安全マップ」の作成を促進します。

④特殊詐欺被害防止対策の推進

《基本的な考え方》

高齢者を中心とした特殊詐欺による被害が後を絶たず、県民の安全・安心な生活を脅かす深刻な課題となっています。このため、地域全体で特殊詐欺を撲滅するための見守り活動や広報啓発活動等を強化します。

< 具体的施策 >

- ア 特殊詐欺被害防止対策の強化（生活環境部、県警本部）
- ・市町村、防犯ボランティア団体等と連携した高齢者世帯の巡回訪問活動や防犯講習会、出前防犯講座等の各種講習会を実施し、交番、駐在所を中心とした直接、顔が見える活動としての広報啓発活動を通じて高齢者を中心に被害防止を呼びかけます。
 - ・金融機関、コンビニエンスストア、宅配業者等と連携し、自主的な警戒や声掛けの強化、一日当たりのATM（現金自動預け払い機）利用限度額の引下げ等、地域社会が一体となって特殊詐欺被害を阻止できる環境づくりを行うなど、水際阻止対策を推進します。
 - ・地域サロンを特殊詐欺被害防止の拠点として位置づけ、高齢者等に直接被害防止を呼びかけます。
 - ・「特殊詐欺被害防止」のメッセージを印刷したハガキを大型イベント等で配布し、参加者が疎遠になりがちな高齢の両親、祖父母等にする、見守りキャンペーンを実施します。
 - ・地域住民が主体となって、銀行・郵便局等と連携して詐欺被害防止のための見守り模擬訓練を実施します。
- イ 高齢者、障がい者のための啓発講座等の実施（生活環境部、県警本部）
- ・民生委員、老人クラブ、障がい者団体、社会福祉施設等などからの要請に応じて、消費者被害防止に関する啓発講座を行うとともに、中山間地域において、特殊詐欺被害防止のための公開講座を実施します。
 - ・民生委員、老人クラブ等と連携し、特殊詐欺等の被害防止講習会を実施します。
- ウ 高齢者等の見守り活動の推進（元気づくり総本部、生活環境部）
- ・中山間地域等で事業活動を行っている事業者と県・市町村が連携し、高齢化・独居化が進む地域において、住民の日常生活での異常等の早期発見を図り、安全で安心して生活できる地域づくりを推進します。
 - ・高齢者や障がい者の身近な見守りの担い手に対する意識付けを行うなど、特殊詐欺被害防止の体制づくりのための取組を市町村や関係団体等と連携して行います。
- エ 高齢者、障がい者等の居場所づくり（福祉保健部）【再掲】
- ・鳥取ふれあい共生ホームとして、高齢者、障がい者、子ども等、地域住民の誰もが集い、支え合う活動の拠点となる居場所づくりの取組を支援します。
- オ 特殊詐欺被害防止のための情報提供（県警本部）
- ・特殊詐欺被害の発生状況等をホームページ、ケーブルテレビの文字放送、あんしんトリピーメール等の各種媒体を活用した情報提供に努めます。
 - ・特殊詐欺被害の発生状況等を「生活安全ニュース」や交番・駐在所が作成する「ミニ広報紙」などにより積極的に情報発信します。
 - ・特殊詐欺被害の発生直後には、市町村に防災無線で被害防止を呼びかけるよう要請します。

⑤高齢者・女性・障がい者等の安全確保

《基本的な考え方》

高齢者・女性・障がい者等が事件や事故に巻き込まれないよう、地域での高齢者・障がい者の訪問、見守りや様々な広報媒体を通じての情報提供等を行います。

<具体的施策>

- ア 高齢者等の見守り活動の推進（元気づくり総本部、生活環境部）【再掲】
- ・中山間地域等で事業活動を行っている事業者と県・市町村が連携し、高齢化・独居化が進む地域において、住民の日常生活での異常等の早期発見を図り、安全で安心して生活できる地域づくりを推進します。
- イ 高齢者世帯の巡回連絡（県警本部）【再掲】
- ・市町村、防犯ボランティア団体等と連携し、高齢者世帯の巡回訪問活動を実施します。
- ウ 高齢者の社会参加活動支援（福祉保健部）
- ・閉じこもりがち、孤独になりがちな高齢者の社会活動を促進するとともに、子どもの見守り活動などを行う老人クラブの地域支え愛活動を推進します。
- エ 高齢者、障がい者等の居場所づくり（福祉保健部）【再掲】
- ・鳥取ふれあい共生ホームとして、高齢者、障がい者、子ども等、地域住民の誰もが集い、支え合う活動の拠点となる居場所づくりの取組を支援します。
- オ 高齢者の虐待防止、権利擁護（福祉保健部）
- ・高齢者への虐待の未然防止を図るため、高齢者虐待に関する正しい理解の普及と権利擁護等について啓発を行います。
 - ・高齢者の虐待問題に適切に対応するため、高齢者の権利擁護について様々な支援を行い、虐待対応のための体制を整備します。
 - ・高齢者施設における虐待防止に向けて、関係者の資質向上と意識啓発を図ります。
- カ 障がいの理解の普及、障がい者の虐待防止、権利擁護（福祉保健部）
- ・障がい者が事件や事故に巻き込まれず、地域で安全に生活するために、地域住民が障がい者を適切に見守り、必要な配慮が行えるよう、公民館、PTA、集落などからの要請に応じて、「あいサポーター研修」（様々な障がいの特性、困りごと、必要な配慮等について学ぶ研修）を実施します。
 - ・障がい者への虐待の未然防止を図るため、障がい者虐待に関する正しい理解の普及と権利擁護等について啓発を行います。
 - ・障がい者虐待に適切に対応するための体制を整備します。
- キ 認知症等による行方不明者の早期発見等（福祉保健部、県警本部）
- ・市町村、警察等と連携し、認知症や知的障がいなどによる行方不明者の早期発見に向けた市町村域を越えた協力体制をつくとともに、市町村におけるネットワークづくりを推進します。

ク DV被害の防止（福祉保健部）

- ・「鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」を踏まえ、DV被害者の心のケアや支援者の研修・養成を始めとする支援体制の強化を図っていきます。

ケ 女性犯罪に関する相談（県警本部）

- ・女性警察官の採用・登用の拡大に向けた環境整備を図ることなどにより、ストーカー・DV等の人身安全関連事案、性犯罪に関する相談等受理体制の強化を図り、女性被害者等への適切な対応を行います。

コ 女性に対する防犯指導（県警本部）

- ・防犯講習会において、路上等で被害に遭った場合や遭いそうな場合の対処法などを指導します。

（3）防犯環境整備の促進

見通しの悪い道路、公園や暗がりの駐車場、侵入に対して弱い住宅、店舗などは、犯罪を誘発するおそれがあります。

道路、公園、駐車場や住宅、店舗など、県民が日常的に利用する公共空間・施設等を犯罪が起こりにくい環境とするために策定した防犯指針に基づいて、犯罪の防止に有効な設備（防犯灯、防犯カメラ、非常通報装置等）の設置など、安全性を高める取組が進むよう啓発に努めます。

また、防犯環境の整備にあたり公共空間において防犯カメラの設置が進むことは犯罪抑止等の効果が期待される一方、プライバシーの保護や画像の適正管理が求められることから、適正な利用について啓発に努めます。

①防犯住宅の普及・促進等

《基本的な考え方》

住宅等への侵入犯罪は、強盗等の凶悪犯に結びつきやすいことから、特に防犯性能を高める必要があります。このため、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」に基づき、防犯設計・設備の普及に努めます。

<具体的施策>

ア 住宅の防犯部品、防犯設計の普及促進（生活環境部）

- ・県民に向けて、防犯性の高い建築部品や防犯に配慮した設計等を広く普及啓発し、住宅の防犯性能の向上に努めます。

イ 住宅等の防犯指針の普及啓発（生活環境部）

- ・「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」に関する情報提供をパンフレットやホームページ等により行い、住宅の防犯性能向上に関する県民の意識啓発を図ります。
- ・防犯指針を踏まえた県営住宅等の整備・管理に努めます。

ウ 優良防犯施設の認定（生活環境部）

- ・優良な防犯能力を持つ学校、共同住宅、コンビニエンスストア等を「優良防犯施設」に認定し、防犯能力の高い施設の普及を促進します。

②道路、公園、駐車場等における防犯措置

《基本的な考え方》

道路、公園等は、不特定多数の者が利用する公共空間であり、いつでも誰でも犯罪に遭遇するおそれがあることから、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有したものとする必要があります。このため、「犯罪の防止に配慮した公園等の構造、設備等に関する指針」に基づき、そうした施設の整備や防犯設備の普及を図っていきます。さらに、防犯に配慮した「まちなみ」形成などの防犯環境の形成や、事業者に対して防犯カメラ設置などの地域における防犯環境整備への協力などの啓発に努めます。

<具体的施策>

ア 公園等の防犯指針の普及啓発（生活環境部）

- ・「犯罪の防止に配慮した公園等の構造、設備等に関する指針」に則り、その施設の設置・管理者へ広く普及啓発し、安全・安心性の高い公園、道路等が整備されるよう、その施設の設置・管理者へ広くの普及啓発に努めます。

イ 防犯指針に則した公園・道路の整備（生活環境部、県土整備部）

- ・公園の施設・設備の整備に当たっては、防犯指針を踏まえ、植栽や樹木のせん定、遊具の配置への配慮、照明施設の設置等による見通しの確保などに努めます。
- ・道路の整備に当たっては、防犯指針を踏まえ、分離構造とした歩道を設置することによる安全確保、街路樹のせん定や撤去による見通しの確保等に努めます。

ウ 防犯に配慮した「まちなみ」の形成（生活環境部、県土整備部）

- ・市町村と地域住民が一体となって策定する地区計画やまちづくり協定などについて、防犯に配慮した「まちなみ」形成の推進を支援します。

エ 防犯環境整備の啓発（生活環境部、県警本部）

- ・事業者に対して、事業用施設に防犯カメラや非常通報装置等の設備を設置するなど、地域における防犯環境整備に協力するよう、啓発に努めます。

オ 地域環境の安全点検（生活環境部、県土整備部、県警本部）

- ・行政、関係団体・保護者等が連携し、道路、公園等の危険箇所の安全点検を実施します。

カ 安全・安心な商店街等の整備（商工労働部）

- ・商業振興の観点から、地域住民、来街者の安全・安心の向上のため、商店街等への防犯カメラ、照明施設の設置等に対して支援します。

③防犯カメラの適正な設置・運用

《基本的な考え方》

犯罪が防止され、県民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指して、防犯カメラの設置者等及びその他設置に関わる者に対し、防犯カメラの設置・運用の参考となる事項を示すことにより、犯罪を防止するとともに、人権を侵害することのない防犯カメラの適正な設置・運用を図ります。

<具体的施策>

- ア 防犯カメラの設置・運用指針の普及啓発（生活環境部）
 - ・防犯カメラなど犯罪の防止に配慮した施設等を備え、地域における防犯環境の整備を行う際、その設置者等に対して「防犯カメラの設置及び運用に関する指針」を防犯カメラ設置者等へ広く普及啓発し、プライバシーに配慮した防犯カメラの適正な設置・運用の周知を図ります。

④深夜小売業等の防犯措置

《基本的な考え方》

深夜小売業者や金融機関等は、強盗等の凶悪犯罪や窃盗犯罪の対象となりやすいことから、「犯罪の防止に配慮した深夜小売業店舗等の構造・設備等に関する指針」に基づき、十分な防犯対策が講じられるよう努めます。また、深夜小売業者等は青少年の非行の温床とならないよう、施設周辺の良い風俗環境の保持に努めます。

<具体的施策>

- ア 深夜小売業店舗等の防犯指針の普及啓発（生活環境部、県警本部）
 - ・「犯罪の防止に配慮した深夜小売業店舗等の構造、設備等に関する指針」を深夜（午後10時から翌日の午前6時まで）に小売業を営む事業者及び銀行その他の金融機関へ広く普及啓発し、防犯性の高い店舗の普及と配慮すべき事項の周知を図ります。
- イ 防犯情報の提供（生活環境部、県警本部）
 - ・小売業者や金融機関に対し、犯罪発生情報等の積極的な提供や防犯対策設備などの紹介を行い、防犯意識の高揚と防犯設備整備の働きかけ等を行います。
- ウ 事業所の防犯対策の推進（県警本部）
 - ・事業所の防犯模擬訓練の実施等を支援し、緊急時の適切な対処法の習得を促進します。
- エ 迷惑行為等への対応（県警本部）
 - ・人の集まる店舗の周辺において、来店者等が長時間にわたり居座り大声を上げる等の迷惑行為や青少年の「たむろ」がある場合には、帰宅の声かけや、エスカレートした時は警察への通報を行うよう、事業者を指導します。

⑤空家の防犯措置

《基本的な考え方》

管理されていない「空家」は容易に不法侵入を許し、時間の経過とともに荒れ果て、不審火、不法投棄や性犯罪の温床となりかねません。このため、空家、空店舗、倉庫の所有者・管理者に対し適切な管理を促していきます。

<具体的施策>

- ア 空家等の実態確認（生活環境部、県警本部、市町村）
 - ・ 広く県民から空家等の情報提供を受け、実態の把握に努めます。
- イ 空家等のパトロール（県警本部、市町村）
 - ・ 警察、地域住民、自治会等が連携し、空家等のパトロールを実施し、非行等の温床とならないよう、外部から施設の施錠や不法侵入の形跡等の確認をします。
- ウ 所有者・管理者への要請（市町村）
 - ・ 地域住民と連携し、パトロール等により不適切な管理状況が確認された場合、所有者・管理者に管理の改善の働き掛けなどを行います。

⑥防犯に配慮した自動車・自動販売機等の普及

《基本的な考え方》

自動車、原動機付自転車、自転車や自動販売機に係る犯罪について、盗難防止のための装置や犯罪に強い構造、設備等を有するものの普及に努めていきます。

<具体的施策>

- ア 自転車防犯登録制度の普及（県警本部）
 - ・ 自転車防犯登録制度は、自転車の盗難防止と盗難時の早期発見に有効であることから、普及啓発に努め防犯登録台数の増大を図ります。
- イ 自動車等の防犯装置の普及啓発（県警本部）
 - ・ 自動車、原付等の乗物盗対策に有効なイモビライザー（※）等の防犯装置の設置を車両の購入者に働き掛けるとともに、そうした装置の情報提供に努めます。
※専用キー以外ではエンジン始動ができない電子的盗難防止システム
- ウ 犯罪に強い自動販売機等の普及（県警本部）
 - ・ 自動販売機についても、盗難防止措置が施された機種や盗難防犯装置の普及を図ります。

(4) 犯罪被害者等の支援

犯罪被害者やその家族、遺族（以下「犯罪被害者等」という。）の権利・利益が擁護され平穏な暮らしが営めるよう、市町村や民間支援団体と協働・連携し、県民理解の促進や支援の充実を図ります。

①相談体制の充実

《基本的な考え方》

犯罪被害者等に対する適切な情報提供等を行う相談窓口を設置し、具体的な相談を受けるとともに、関係機関・民間団体との調整等を行います。

<具体的施策>

ア 相談窓口の設置（県警本部）

- ・警察総合相談窓口を設置し、困りごと、悩みごとなどの各種の相談等に24時間体制で応じます。
- ・総合相談窓口に加え、被害者のニーズに応じて、「性犯罪110番」（女性の被害者に対し女性捜査員・女性職員などが対応）、「被害少年相談」、「犯罪被害給付制度に関する相談」などの相談に応じます。

イ 精神的被害の軽減・回復のための体制の整備（県警本部）

- ・犯罪被害者等が心理療法等を受けるための体制を整備し、その精神的被害の軽減・回復を支援します。

ウ ボランティア支援員の養成（生活環境部、県警本部）

- ・とっとり被害者支援センターにおいて電話・面接相談、助言等を担うボランティアの支援員に対する専門的な研修を支援します。

エ 県庁相談窓口の設置（生活環境部）

- ・犯罪被害者等の支援に関し、被害の状況に応じた情報提供、適切な相談機関や支援施設のあっせん等の総合的な対応を行います。

②被害者支援の啓発

《基本的な考え方》

犯罪被害者等に対する県民の理解を深め、協力を促進するため、広報啓発活動を実施します。

<具体的施策>

ア 被害者支援に関する広報（生活環境部、県警本部）

- ・犯罪被害者等の支援に関するホームページ、県の広報媒体、啓発用リーフレット等を活用した広報を行います。

イ 命の大切さを学ぶ教室の実施（県警本部）

- ・人権や生命の尊重に関する教育の一環として、犯罪被害者等に対する理解を深めるため、「命の大切さを学ぶ教室」を実施します。

③民間支援団体の活動の支援

《基本的な考え方》

犯罪被害者等を支援する民間団体が十分に活動できるよう、必要な支援を行います。

<具体的施策>

- ア とっとり被害者支援センターに対する支援（生活環境部、県警本部）
- ・ 支援活動に必要な情報提供や支援センターの自主的な活動及び運営を安定させるための財政的な支援を行います。
 - ・ 犯罪被害者等による自助グループの活動をサポートする取組を支援します。
- イ 犯罪被害者等の緊急避難場所の確保（県警本部）
- ・ 自宅が犯罪現場となった場合などにおいて、被害直後は現住所に居住できない被害者等に対し、一時的に滞在できる宿泊施設を、とっとり被害者支援センターが確保し提供する事業への助成をします。

④関係機関の連携

《基本的な考え方》

犯罪被害者等を支援するための体制を整備し、関係機関、民間支援団体等との連携を図ります。

<具体的施策>

- ア 鳥取県犯罪被害者支援連絡協議会（県警本部）
- ・ 警察本部、各警察署に設置されている協議会において、被害者支援について協議し、効果的な施策の推進を図ります。
- イ 庁内連絡体制の整備（生活環境部）
- ・ 鳥取県における各種の支援施策を効果的に運用するため、必要に応じて関係課により、総合調整のための連絡会議を開催します。
- ウ 市町村の取組支援（生活環境部）
- ・ 市町村においても、保健福祉等の分野で犯罪被害者等の支援に効果的な施策や犯罪被害者等支援に関する条例の制定等が推進されるよう、市町村の取組を支援します。
- エ 民間支援団体等との連携（生活環境部、県警本部）
- ・ 県全体で犯罪被害者等の支援施策がより効果的に推進されるよう、とっとり被害者支援センターや日本司法支援センター（法テラス）などの民間団体等に対して各種情報を提供し、意見交換や協働活動を行います。

⑤性暴力被害者の支援

《基本的な考え方》

性暴力被害者が安心して相談できる体制を確立するため、関係機関・団体等により組織される性暴力被害者支援協議会の活動を支援します。

< 具体的施策 >

- ア 性暴力被害者支援の広報・啓発（生活環境部）
 - ・性暴力被害に関する県民の理解を深めるため、あらゆる機会を通じて性暴力被害の実態や被害者支援の必要性等の広報・啓発を図ります。

- イ 性暴力被害者支援協議会に対する支援（生活環境部）
 - ・性暴力被害者の早期回復に向けた支援を推進するため、性暴力被害者支援に関わる機関・団体等で構成する協議会の活動及び運営を安定させるための支援を行います。

- ウ 女性犯罪に関する相談（県警本部）【再掲】
 - ・女性警察官の採用・登用の拡大に向けた環境整備を図ることなどにより、ストーカー・DV等の人身安全関連事案、性犯罪に関する相談等受理体制の強化を図り、女性被害者等への適切な対応を行います。

- エ DV被害の防止（福祉保健部）【再掲】
 - ・「鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」を踏まえ、DV被害者の心のケアや支援者の研修・養成を始めとする支援体制の強化を図っていきます。

- オ 児童虐待防止に携わる関係機関による援助体制の継続（福祉保健部）【再掲】
 - ・児童相談所・市町村等、児童の支援に携わる者による法定協議会のほか各種連絡会を開催し、情報の共有、県警をはじめとする関係機関の連携強化及び児童虐待を含む要保護児童の早期発見・早期対応のための全県的・圏域ごとの体制を継続します。

V 推進体制

犯罪のないまちづくりを推進していくためには、県・市町村・県民・防犯団体・事業者が、それぞれの役割を十分に果たしつつ、有機的に連携して取り組んでいくことが重要です。そのためには、それらの各団体が一丸となり取組を進める体制が必要になります。

また、県下各地域においても、市町村の防犯施策に協力し、その推進を支援するとともに、防犯団体等の設立・活性化を促し、各主体が一体となった活動を展開できるような体制を整備します。

1 県域の推進体制

県域で取り組むべき安心・安全に係る各種課題については、各分野に応じて県（知事部局、教育委員会、警察本部）、市町村、県民、防犯団体、事業者団体等が連携した取組が実施されているところであり、こうした県を挙げての連携を一層充実・展開することにより、犯罪のないまちづくりを推進します。

○地域安全フォーラムの実施（（公社）鳥取県防犯連合会主催、県警・県共催、防犯団体等参加）

○防犯に関連する各種意見交換、連携

（取組例）夏期の防犯諸対策等検討会（県警主催）、少年の有害環境対策に関する覚書の締結（民間団体、県、県教委、県警）、地域安全担当課長会議（県主催、対象：市町村）等

○その他犯罪のないまちづくりに関する広報・啓発の推進

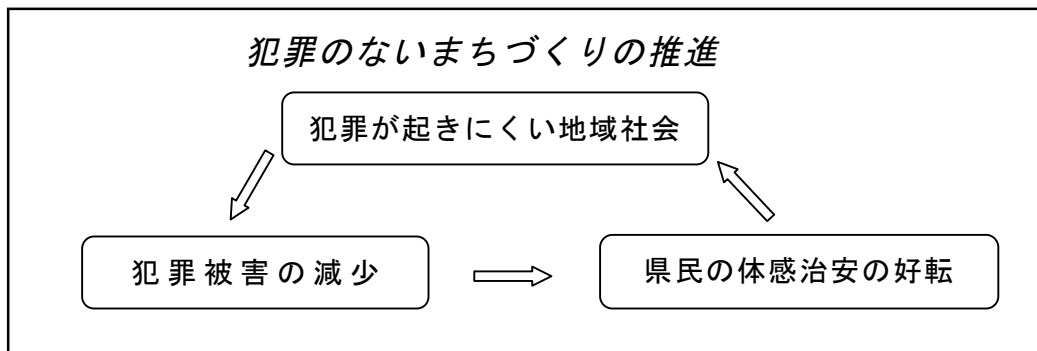
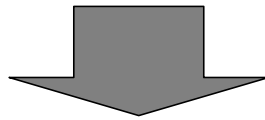
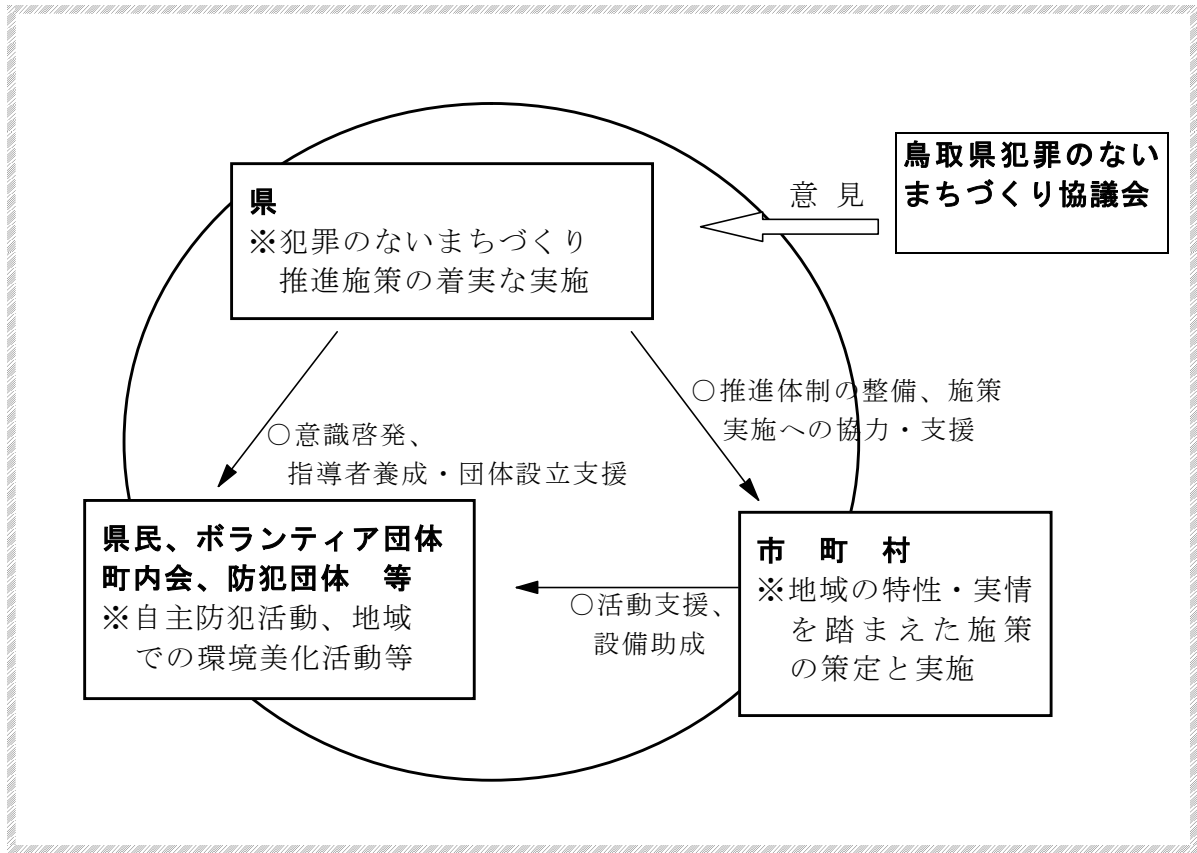
2 市町村等における推進体制の整備

犯罪のないまちづくりを実効的なものとして継続していくためには、市町村あるいは地域レベルでの推進体制が整備され、各市町村と地域の関係機関、防犯団体等が連携して取組を進めていくことが重要です。

本県では、全ての市町村において「生活安全条例」が制定され、各地域の状況に応じてハード・ソフト両面にわたる防犯施策が行われているところですが、今後は、地域特性や住民の意向等を踏まえ、更なる施策を計画的・継続的に策定・実施するとともに、各地域の防犯団体等の活動を支援していく必要があります。

このため、生活安全条例に基づき、全ての市町村において推進計画が策定され、その計画を踏まえて推進体制の整備や地域住民の生活に密着した施策が着実に推進されるよう、県としても協力・支援を行っていきます。

犯罪のないまちづくり推進のイメージ



資 料 編

- 1 鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例
- 2 鳥取県犯罪のないまちづくり協議会委員名簿
- 3 鳥取県犯罪のないまちづくり協議会の開催経過

1 鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例

平成 20 年 6 月 24 日
鳥取県条例第 44 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 9 条）
- 第 2 章 自主防犯活動等（第 10 条—第 14 条）
- 第 3 章 防犯環境整備（第 15 条—第 22 条）
- 第 4 章 優良防犯施設の認定（第 23 条）
- 第 5 章 犯罪被害者等の支援（第 24 条）
- 第 6 章 鳥取県犯罪のないまちづくり協議会（第 25 条—第 30 条）
- 第 7 章 雑則（第 31 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、犯罪のないまちづくりの推進について、基本理念を定め、県、市町村、県民、防犯団体等及び事業者の責務を明らかにするとともに、その基本となる事項を定めること等により、防犯施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪のないまちづくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪のないまちづくり 犯罪が防止され、県民が犯罪におびえることなく安心して暮らすことができる地域社会を実現していくことをいう。
- (2) 防犯団体等 自主防犯活動を行うことを目的として設立された団体、自主防犯活動を行う地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項に規定する地縁による団体その他犯罪のないまちづくりの推進に資する活動を行う団体をいう。
- (3) 防犯施策 犯罪のないまちづくりを推進するために、県又は市町村が実施する施策をいう。
- (4) 犯罪被害者等 犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）第 2 条第 2 項に規定する犯罪被害者等をいう。
- (5) 自主防犯活動 犯罪のないまちづくりを推進するために、県民、防犯団体等又は事業者（以下「県民等」という。）が行う自主的な活動をいう。
- (6) 防犯カメラ 画像を記録媒体に保存する機能を備えたビデオカメラその他の撮影機器であって、犯罪を防止する目的で設置されるものをいう。
- (7) 防犯環境整備 犯罪のないまちづくりを推進するために、県、市町村及び県民等が行う生活環境の整備に係る取組をいう。

（基本理念）

第 3 条 犯罪のないまちづくりは、日常生活において自らの安全（犯罪に対するものとする。以下同じ。）は自らが守るという意識の下に行われる、県民一人一人の自主的な取組を基本として推進されなければならない。

- 2 犯罪のないまちづくりは、県民等が互いの自主性を尊重しつつ、協力して取り組むことにより推進されなければならない。
- 3 犯罪のないまちづくりは、県、市町村及び県民等の適切な役割分担及び協働の下で推進されなければならない。
- 4 犯罪のないまちづくりは、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られるよう推進されなければならない。

（県の責務）

第 4 条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、広域的

な見地から総合的な防犯施策を策定し、市町村及び県民等と協働してこれを実施しなければならない。

(市町村の責務)

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、地域の特性、実情等に即して防犯施策を策定し、及び実施するものとし、県及び県民等との連携に努めるものとする。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪のないまちづくりに関する理解を深め、日常生活における自らの安全の確保と地域における自主防犯活動への積極的な参加に努めるものとする。

2 県民は、犯罪のないまちづくりを進める上で各人の規範意識が重要な役割を有していることを認識し、協力して家庭や地域において規範意識を醸成するよう努めるものとする。

3 県民は、防犯施策に協力するよう努めるものとする。

(防犯団体等の責務)

第7条 防犯団体等は、基本理念にのっとり、地域における自主防犯活動を主体的に企画し、これを実施するよう努めるものとする。

2 防犯団体等は、前項の自主防犯活動を実施するに当たっては、県、市町村及び他の防犯団体等との連携を図ることにより、その効果的な推進に努めるものとする。

3 防犯団体等は、地域において防犯施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、当該事業者が所有し、又は管理する施設（以下「事業用施設」という。）及びその事業活動における安全の確保と自主防犯活動への取組に努めるものとする。

2 事業者は、従業員が自主防犯活動に参加しやすい環境の整備に努めるものとする。

3 事業者は、防犯施策に協力するよう努めるものとする。

4 事業者は、事業用施設に防犯カメラ、警察機関に通報することができる装置その他の犯罪の防止に配慮した設備等を備え、地域における防犯環境整備に協力するよう努めるものとする。

(推進計画)

第9条 知事は、県が防犯施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 防犯施策の推進に関する基本的な方針

(2) 自主防犯活動の促進に関する事項

(3) 防犯環境整備の促進に関する事項

(4) 犯罪被害者等の支援に関する事項

(5) その他犯罪のないまちづくりを推進するために必要な事項

3 知事は、推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、鳥取県犯罪のないまちづくり協議会の意見を聴くものとする。

4 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。ただし、鳥取県犯罪のないまちづくり協議会があらかじめ定めた軽微な変更については、この限りでない。

第2章 自主防犯活動等

(自主防犯活動の促進)

第10条 県は、県民等が犯罪のないまちづくりに関する理解を深め、自主防犯活動が活発に行われるよう、必要な広報その他の啓発活動を行うとともに、情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

2 県は、自主防犯活動を行う防犯団体等及びその指導者の育成のための支援を行うもの

とする。

(通報等)

第 11 条 人の生命、身体、財産等に危害を加え、又はそのおそれがある者（以下「不審者等」という。）を発見した者は、警察その他の関係機関に通報するよう努めるものとする。

2 前項の規定による通報を受けた警察その他の関係機関は、必要があると認めるときは、周辺住民等に対し、当該不審者等の情報を提供し、地域における犯罪の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(児童等の安全の確保)

第 12 条 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（大学を除く。）、同法第 124 条に規定する専修学校（同法第 125 条第 1 項に限定する高等課程に限る。）又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設（以下「学校等」という。）の設置者等（施設を設置し、又は管理する者をいう。以下同じ。）は、当該学校等における児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）の安全を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

2 知事及び教育委員会は、公安委員会と協議して、前項の措置の参考となるべき指針を定めるものとする。

3 知事及び教育委員会は、前項の指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

4 県は、学校等の設置者等に対し、第 1 項の措置について、必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

第 13 条 学校等の設置者等、通学路等（学校等への通学、通園等の用に供される道路又は児童等が利用する公園、広場等をいう。以下同じ。）を管理する者及び通学路等に係る地域を管轄する警察署長は、児童等の保護者及び通学路等に係る地域の防犯団体等と連携して、当該通学路等における児童等の安全を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

2 知事及び教育委員会は、公安委員会と協議して、前項の措置の参考となるべき指針を定めるものとする。

3 前条第 3 項の規定は、前項の指針について準用する。

(高齢者等の安全の確保)

第 14 条 県は、高齢者、障害者その他犯罪を防止する上で特別な配慮を必要とする者（以下「高齢者等」という。）及び高齢者等の日常生活の支援を行う者に対し、高齢者等が犯罪により害を被ることがないようにするために必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

第 3 章 防犯環境整備

(防犯に配慮した住宅)

第 15 条 住宅の設計又は建築を業とする者（以下「住宅業者」という。）は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する住宅（以下「防犯住宅」という。）の普及が進むよう努めるものとする。

2 共同住宅を所有し、又は管理する者（以下「共同住宅所有者等」という。）は、当該住宅を防犯住宅とするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 知事及び公安委員会は、共同して、住宅を防犯住宅とする上で参考となるべき指針を定めるものとする。

4 第 12 条第 3 項の規定は、前項の指針について準用する。

5 県は、住宅業者、共同住宅所有者等、住宅を建築しようとする者又は住宅に居住する者に対し、防犯住宅の構造、設備等について必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

(防犯に配慮した公園等)

第 16 条 公園又は道路（以下「公園等」という。）の設置者等は、当該公園等を犯罪の防

- 止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 知事及び公安委員会は、共同して、前項の措置の参考となるべき指針を定めるものとする。
 - 3 第12条第3項の規定は、前項の指針について準用する。
 - 4 県は、公園等の設置者等に対し、犯罪の防止に配慮した公園等の構造、設備等について必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。
(防犯に配慮した自動車駐車場等)
- 第17条 自動車駐車場又は自転車駐輪場（以下「駐車場等」という。）の設置者等は、当該駐車場等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 知事及び公安委員会は、共同して、前項の措置の参考となるべき指針を定めるものとする。
 - 3 第12条第3項の規定は、前項の指針について準用する。
 - 4 県は、駐車場等の設置者等に対し、犯罪の防止に配慮した駐車場等の構造、設備等について必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。
(深夜小売業者等の防犯措置)
- 第18条 深夜（午後10時から翌日の午前6時までの時間をいう。）において小売業を営む者並びに銀行その他の金融機関及び貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第2項に規定する貸金業者（以下「深夜小売業者等」という。）は、その営業のための施設を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 知事及び公安委員会は、共同して、前項の措置の参考となるべき指針を定めるものとする。
 - 3 第12条第3項の規定は、前項の指針について準用する。
 - 4 県は、深夜小売業者等に対し、第1項の措置について必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。
(空家の防犯措置)
- 第19条 空家を所有し、又は管理する者は、当該空家が犯罪に利用されることを防止するため、侵入の防止その他管理上必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
(防犯に配慮した自動車等の普及)
- 第20条 自動車、原動機付自転車又は自転車（以下「自動車等」という。）の販売、貸出し又は整備を業とする者は、盗難の防止に配慮した構造又は設備を有する自動車等及びその盗難を防止するための装置の普及に努めるものとする。
(防犯に配慮した自動販売機の普及)
- 第21条 自動販売機の販売又は貸出しを業とする者は、盗難の防止に配慮した構造又は設備を有する自動販売機の普及に努めるものとする。
- 2 自動販売機の設置者等は、当該自動販売機からの盗難を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
(防犯カメラの適正な設置及び運用)
- 第22条 不特定多数の者が出入りする場所又は旅客施設若しくは車両等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条に規定する旅客施設又は車両等をいう。）に防犯カメラを設置し、又は運用する者（以下「防犯カメラ設置者等」という。）は、防犯カメラによって不当に人権が侵害されないようにするための措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 知事及び公安委員会は、共同して、前項の措置の参考となるべき指針を定めるものとする。
 - 3 第12条第3項の規定は、前項の指針について準用する。
 - 4 県は、防犯カメラ設置者等に対し、第1項の措置について必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

第4章 優良防犯施設の認定

- 第23条 知事は、規則で定めるところにより、防犯のための措置が講じられていると認める施設を、優良防犯施設として認定することができる。
- 2 前項の規定により認定した施設が優良防犯施設に該当しなくなったときは、知事は、同項の認定を取り消すことができる。

第5章 犯罪被害者等の支援

- 第24条 県は、犯罪被害者等の支援に関し、県下各地域の状況に応じた施策を策定し、国、市町村及び犯罪被害者等を支援する活動を行う民間団体と連携して、これを実施するものとする。
- 2 県民等は、犯罪被害者等が犯罪被害者等であることを事由として不当に差別を受けることがないようにその権利を擁護するとともに、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穩を害することがないように十分配慮するものとし、県は、教育活動、広報活動等を通じて、その重要性等について県民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

第6章 鳥取県犯罪のないまちづくり協議会

(設置)

- 第25条 推進計画の策定、推進計画に基づく防犯施策の実施状況その他犯罪のないまちづくりに関する重要事項を調査審議させるため、附属機関として、鳥取県犯罪のないまちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

- 第26条 協議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

- 第27条 委員は、犯罪のないまちづくりに関し識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長)

- 第28条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第29条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営に関する細則)

- 第30条 この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第7章 雑則

- 第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

- 2 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。
別表第1鳥取県犯罪のないまちづくり協議会の項中「第24条」を「第25条」に改める。

2 鳥取県犯罪のないまちづくり協議会委員名簿

氏 名	役 職 等	備 考
国 森 幸 子	鳥取市老人クラブ連合会 女性委員	
清 水 成 眞	少年健全育成指導員	
竹 本 一 典	(公社)鳥取県防犯連合会 専務理事	
徳 田 さよ子	犯罪被害者自助団体なごみの会 会員	
沼 倉 加奈子	境港市総務部地域振興課長	
平 田 守	セコム(株)鳥取統轄支社 統轄支社長	会 長
福 壽 みどり	鳥取県PTA協議会 副会長	
丸 祐 一	鳥取大学地域学部地域政策学科 准教授	会長代理
山 根 美恵子	(株)和架 代表取締役	
山 本 和 代	公募委員	

(任期 平成29年3月21日～平成31年3月20日)

3 鳥取県犯罪のないまちづくり協議会の開催経過

開 催 日	審 議 内 容
平成20年 9月12日	・鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画(骨子案)について ・指針(骨子案)について
平成20年11月13日	・鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画(案)について
平成21年 1月15日	・指針(案)について
平成21年 3月17日	・鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画(答申案)について ・指針(答申案)について
平成22年 3月14日	・鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画の進捗状況について
平成23年 3月15日	・鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画の進捗状況及び次期計画の施策の方向性について
平成23年 8月 9日	・鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画(改定案)について
平成23年12月 1日	・鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画(改定の答申案)について
平成25年 2月20日	・鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画(改訂版)の進捗状況について
平成26年 2月24日	・鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画(改訂版)の進捗状況について ・鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画改定の骨子(案)について
平成26年 7月23日	・鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画(第3期)案について
平成26年 8月28日	・鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画(第3期)案について
平成26年11月25日	・鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画(第3期)案の答申について
平成27年10月26日	・鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画の取組状況について ・鳥取県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン(案)について
平成28年 3月16日	・鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画の取組状況について ・鳥取県防犯カメラの設置及び運用に関する指針の策定について
平成28年 8月23日	・鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画の取組状況について ・鳥取県防犯カメラの設置及び運用に関する指針案の答申について
平成28年10月24日	・鳥取県防犯カメラの設置及び運用に関する指針案の答申について
平成29年 3月24日	・鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画(第3期)の進捗状況及び施策の取組状況について ・鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画(第4期)案について
平成29年 5月12日	・鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画(第4期)案の答申について